

平成23年度町田市教育委員会

第4回定例会会議録

- 1、開催日 平成23年（2011年）7月8日
- 2、開催場所 第二、第三、第四会議室
- 3、出席委員
- | | | |
|-----|---|------|
| 委員 | 長 | 富川快雄 |
| 委員 | | 岡田英子 |
| 委員 | | 井関孝善 |
| 委員 | | 高橋圭子 |
| 教育長 | | 渋谷友克 |
- 4、署名委員
- | | |
|-----|--|
| 委員長 | |
| 委員 | |
- 5、出席事務局職員
- | | |
|-------------------|-------|
| 学校教育部長 | 白井一生 |
| 生涯学習部長 | 守谷信二 |
| 学校教育部次長 | 小瀬村利男 |
| （兼）教育総務課長 | |
| 施設課長 | 佐藤卓 |
| 施設課学校施設管理センター担当課長 | 平本進 |
| 学務課長 | 飯島博昭 |
| 保健給食課長 | 高橋良彰 |
| 保健給食課課長補佐 | 狩野紀子 |
| 指導課長 | 小池慎一郎 |
| 指導課教育センター担当課長 | 谷博夫 |
| 指導課担当課長 | 吉川清美 |
| 統括指導主事 | 安齊和樹 |
| 指導主事 | 高橋博幸 |
| 生涯学習部次長 | 古木洋 |
| （兼）生涯学習課長 | |
| 生涯学習課文化財担当課長 | 神田貴史 |

生涯学習部図書館担当部長 (兼) 図書館長	尾留川 朗
図書館市民文学館担当課長 (町田市民文学館長)	田 中 英 夫
図書館副館長	近 藤 裕 一
図書館課長補佐	吉 岡 一 憲
公民館長	熊 田 芳 宏
公民館課長補佐	小 林 正 広
書 記	高 橋 由希子
書 記	新 井 裕 美
速 記 士	帯 刀 道 代

(株式会社ゲンブリッジオフィス)

6、提出議案及び結果

議案第35号	教育委員会職員の人事異動の臨時専決処理に関し承認を求めることについて	承 認
議案第36号	教育委員会職員の休職に係る処分の臨時専決処理に関し承認を求めることについて	承 認
議案第37号	教育委員会職員の休職に係る処分について	原 案 可 決
議案第38号	町田市立学校学校支援地域理事の任命について	原 案 可 決
議案第39号	町田市立学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について	原 案 可 決
議案第40号	町田市立小・中学校選択制度等検討委員会委員の委嘱について	原 案 可 決
議案第41号	学校薬剤師委嘱（解嘱）の臨時専決処理に関し承認を求めることについて	承 認
議案第42号	都費負担教職員の休職に係る内申の臨時専決処理に関し承認を求めることについて	承 認
議案第43号	第二次町田市子ども読書活動推進会議委員の委嘱について	原 案 可 決

請願第13号	2012年度用中学校教科書採択についての請願	不	採	択
請願第14号	2011年度教科書採択にあたっての請願	不	採	択
請願第15号	中学校社会科歴史教科書採択に関する請願	不	採	択
請願第16号	今年度公立中学校教科書採択にあたっての請願書	不	採	択
請願第17号	家族について十分な記述のある公民教科書の採択に関する請願	不	採	択
請願第18号	自衛隊について正しく理解できる公民教科書の採択に関する請願	不	採	択
請願第19号	公民教科書採択に関する請願	不	採	択
請願第20号	歴史教科書採択に関する請願	不	採	択
請願第21号	歴史教科書採択基準書の改良に関する請願（再）－1	不	採	択
請願第22号	歴史教科書採択基準書の改良に関する請願（再）－2	不	採	択
請願第23号	自衛隊災害派遣を記述する公民教科書の採択を	不	採	択
請願第24号	中学校歴史・公民教科書採択にあたり教育基本法及び学習指導要領を精査の基準とすることについての請願	不	採	択
請願第25号	歴史教科書採択に関する請願（ルビに関して）	不	採	択

7、傍聴者数 34名

8、議事の概要

午前 10 時 00 分開会

○委員長 ただいまより町田市教育委員会第4回定例会を開会いたします。

本日の署名委員は高橋圭子委員です。

日程の変更をお願いしたいと思います。本日は、請願が第13号から第25号まで13本上程されておりますので、日程第1、月間活動報告を後に回して、日程第2、議案審議事項を日程第1に行い、そのうち、請願を先に審議をしたいと思います。そして請願の審議が終了した段階で、議案第38号、第39号、第40号、第41号及び第43号を審議いたします。それ以外の議案は非公開案件ですので、日程第4、報告事項終了後、関係者のみお残りいただいて審議をしたいと思います。議案審議事項終了後、月間活動報告、協議事項、そして報告事項、このような順番で進めてまいりたいと思います。これにご異議ございません

か。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 では、そのようにさせていただきたいと思います。

日程第1、議案審議事項に入ります。

請願第13号から請願第25号までを審議するわけですが、請願第13号以外の請願第14号から請願第25号までは、請願者から5分あるいは10分の範囲で意見陳述を求められております。それぞれの請願者の5分あるいは10分の範囲での意見陳述を許可したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 ご異議なしと認め、請願第14号から請願第25号につきましては、意見陳述を許可したいと思います。よろしく申し上げます。

請願第13号を審議いたします。請願第13号は「2012年度用中学校教科書採択についての請願」でございます。

教育長から請願第13号の願意の実現性、妥当性についての説明をお願いしたいと思います。

○教育長 それでは、請願第13号について申し述べます。請願第13号は、2012年度用中学校教科書採択についての請願でございます。

この請願は、1点目として、教科書の採択に当たっては、現場の教師の意見を尊重すべきとするもの、2点目として、町田市地域性を学べる教科書を選ぶべきとするものでございます。

この請願の実現性、妥当性について申し述べます。

まず1点目の、現場の教師の意見を尊重すべきであることについてでございますが、教科書採択に当たっては、教職員の意見を反映させるために、教科書の見本本を、全中学校を1週間ごとに巡回させ、各学校の担当教科の教員に実際に調査・研究を依頼しております。そして各学校からの報告書とともに、町田市立中学校教科用図書調査協議会からの報告、東京都教育委員会が作成する教科書調査研究資料、保護者、市民の意見を参考にした上で、町田市教育委員会自らの権限と責任、そして見識に基づき、公正かつ適正に教科書採択を行っております。つまり、教科書採択に当たっては、教職員の意見を十分に参考にした上で実施されております。

次に、2点目の、町田市地域性を学べる教科書を選ぶべきであるについてですが、町

田市教育委員会における教科書採択に当たりましては、東京都教育委員会が作成する教科書調査研究資料等を参考にして調査項目を設定しております。この調査項目は、1「内容」、2「構成・分量」、3「表記・表現」、4「使用上の便宜」の4つの観点であります。さらに、3「表記・表現」では、「生徒にとってわかりやすい適切な表現になっているか。」「印刷、写真、挿絵、図形等が見やすくわかりやすいか。」「町田市の地域性に合っているか」の3つの視点に分かれております。つまり、請願者の言うところの町田市の地域性を学べる教科書については、既に項目に含まれているところでございます。

したがって、請願第13号については、願意は既に実現されており、採択の必要はないものと考えております。

以上です。

○委員長 願意の実現性、妥当性についての教育長の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの説明で何かありましたらどうぞ。

○岡田委員 今の教育長の説明に同意します。特に町田市の地域性を学べる教科書ということで書かれているのですけれども、例えば過去において教科書を選択したときに、町田の子どもたちが実際に行くことのできるような博物館とか美術館が、巻末にたくさん記載されているところがいいなというようなことも考えましたけれども、やはりそれはたくさんある教科書選択の基準の1つであって、それだけで選ぶというふうにはできませんので、これについても採択できない、不採択ということにさせていただきたいと思います。

○委員長 ほかにございますか。――以上で質疑を終了します。

お諮りします。願意の実現性、妥当性についての教育長の説明は不採択であります。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 ご異議なしと認め、請願第13号は不採択と決しました。

続いて、請願第14号「2011年度教科書採択にあたっての請願」を審議いたします。

請願者から意見陳述を求められております。先ほど申し上げましたように、10分の範囲内で意見陳述を認めたいと思います。

休憩いたします。

午前10時07分休憩

午前10時08分再開

○委員長 再開いたします。どうぞ。

○請願者 私は町田退職教職員の会の事務局長をしておりますと申します。町田市内の教職員の方々が退職された会で構成されております、町退教と申しますが、代表いたしまして陳述いたします。

このたび 2011 年度教科書採択に当たって、以下 3 点にわたって、自由社及び育鵬社の歴史教科書及び公民教科書は重大な問題がありますので、採択しないように請願し、陳述いたします。

まず 1 点目ですが、自由社、育鵬社の歴史教科書には、憲法違反の重大な問題があります。ご存じのように、さきの戦争による多くの人々の貴重な命の代償として、現在の日本国憲法がつくられました。私はそのように子どもたちに教えてまいりました。憲法前文には、「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないようにすることを決意し、ここに主権が国民にあることを宣言する」と書いてあります。それを裏づけるために、憲法 9 条で、戦争の放棄と戦力及び交戦権をはっきりと否認しております。すなわち、日本はもう間違った戦争をしてはならないということです。

こうした日本国憲法の精神に反して、自由社、育鵬社の歴史教科書は、さきの戦争を自存自衛のための戦争であると肯定的に描いております。それだけではありません。私が、展示された教科書を読みますと、歴史の事実をねじ曲げて、アジア諸国民をフランス、イギリス、ロシアなど白人帝国から解放するものであったと賛美する内容にもなっております。私は、こうした戦争観が、当時、戦争を引き起こした政府及び軍部の考え方にいかにそっくりであるのか、時代を逆行させるものであるのかを、私の父、木原利雄の戦争体験から告発したいと思います。

私の父は 9 年前、87 歳で亡くなりました。戦争体験は 3 度の出征です。1 度は中国の山西省の奥地、2 度目は朝鮮の満州鉄道の守備のため、3 度目は濟州島の守備です。いずれも外国での戦争です。私は、父が亡くなった後、どんな戦争をしたのかを調べるために、福岡県庁の援護課に出向き、当時の政府が残した兵籍証明書を手に入れることができました。ここにあります。父は昭和 13 年 9 月 1 日、福岡の歩兵第 226 連隊第 7 中隊の歩兵 2 等兵として召集されました。父は炭鉱労働者でありました。父たち炭鉱労働者が大量に召集されたために、朝鮮から大量の労働者が強制的に連行され、炭鉱で働かされました。この戦争が、この事実 1 つとっても、アジアの人々の解放のためであるというのは明らかにうそです。

しかも、兵籍証明書には、昭和 14 年 6 月 5 日、山西省解県の二十里嶺で撲滅作戦に参加とはっきりと記述されています。昭和 15 年 5 月 21 日には、同じ山西省のある村の殲滅作戦に参加とあります。撲滅とか殲滅とかの用語は、当時、山西省の奥地まで侵入した日本軍が、後方支援が間に合わず、現地調達の作戦として実施したあの三光作戦と重なります。すなわち、奪い尽くし、殺し尽くすという戦争です。この事実は、この戦争が正義の戦争でないこと、明らかに侵略戦争であることを物語っています。

最後に、これは父からはっきりと聞いたことですが、終戦を迎えた濟州島の日本軍は、現地農民から奪い取ったすべての食料を焼き尽くして日本に引き揚げたそうです。父は戦後、こうした戦争を憎み、二度とこうした間違った戦争をしてはいけないと言い続けて亡くなりました。

町田の教育委員の皆さん、日本国は憲法ではっきりとこの戦争を反省し、平和国家を目指したはずです。この自由社、育鵬社の教科書を採択しないように良識を発揮していただくよう、重ねてお願いいたします。

2 点目は、自由社、育鵬社の公民教科書は、行き過ぎた権利主張が最近多過ぎるとして、子どもの権利条約や男女平等の取り組みを批判的に描いています。例えば子どもは保護を要する未熟な存在であることを強調し、国を担う物言わぬ従順な子どもに育てることが教育の目的であり、よい公民であると、自由社版 183 ページなどで触れております。子どもは一人前の社会人に成長するために保護を必要とし、子どもは親権に服さなければならないと強調しています。子どもの権利の前に、家制度、家長優位の考え方を復活させるものになっております。

町田市は 1996 年に町田市子ども憲章、2005 年に町田市子どもマスタープランを制定しました。それによりますと、子どもは現在の市民であり、将来の市民社会の中核となる存在であるとはっきりと明記しています。その上で、自分の意見を表明することができ、決定に参画する権利があると、1 人 1 人の子どもの権利実現を高らかに宣言しています。町田市が目指すものと逆行する自由社、育鵬社の公民教科書を、町田市の中学生に手渡すことはできません。

また、自由社、育鵬社に共通するのは、男女平等について一切触れないということです。自由社は 2 ページにわたって、男女の脳には違いがあると記述しています。結局のところ子どもたちに対して、女は女らしくしなければならないというメッセージになっております。

町田市は 2007 年 12 月、町田市男女平等推進計画を策定しました。それによると、女性も男性も、すべての個人が互いに人権を尊重し、喜びも責任も分かち合い、性別にかかわりなくその個性を十分に発揮できる男女平等参画社会の実現は、21 世紀の最重要課題であると高らかに宣言しています。以上のように、町田市の方針に全くそぐわない自由社、育鵬社の公民教科書は採択するべきではありません。

3 点目に、先ほど朝日新聞に報道されたことですが、自由社教科書の歴史年表が東京書籍の年表と全くそっくりで盗用ではないかと追及されていることです。こうした教科書を採択することは道義的にも説明できません。

以上 3 点にわたって説明してまいりました。町田市教育委員の皆さんが、教育に直接携わる教職員の意見を尊重し、従来の公正、公平、公開の原則に立って、町田市民に対して自信を持って 2011 年の教科書を採択されるよう、その高い見識に期待し、私の陳述といたします。

ご清聴ありがとうございました。

○委員長 休憩いたします。

午前 10 時 15 分休憩

午前 10 時 16 分再開

○委員長 再開いたします。

請願者の意見陳述は終わりました。

これより請願第 14 号に関する願意の実現性、妥当性について、教育長から説明をお願いします。

○教育長 それでは、請願第 14 号について申し述べます。請願第 14 号は、2011 年度教科書採択にあたっての請願でございます。

ただいまこの請願についての意見陳述がございましたが、この請願の実現性、妥当性について申し述べます。

この請願は、1 点目として、日本国憲法を軽視し、過去の戦争を肯定的に描く自由社や育鵬社の教科書を採択すべきでないとするものです。2 点目は、教科書の採択に当たっては、今までどおり教科書を直接使用する教職員、学校の意見、調査協議会の報告を尊重し、公正、公平、公開を貫くべきとのものでございます。

まず 1 点目についてですが、教科書採択に際しましては文部科学省が検定を行い、教科

用図書検定基準に適合した教科書から選定をいたします。なお、文部科学省が各都道府県の教育長あてに通知した「平成 24 年度使用教科書の採択について」の教科書採択の公正確保については、静ひつな採択環境を確保していくため、外部からの働きかけに左右されることなく、採択権者の権限と責任において、公正かつ適正な採択がなされるよう対応することといった内容が示されております。ゆえに特定の教科書について、あらかじめ排除することを前提とした請願内容について、ここで吟味することは適切ではないと考えます。

次に、2 点目についてでございますが、請願第 13 号でも申し述べましたとおり、町田市教育委員会では、従前より町田市立中学校教科用図書調査協議会の報告や、東京都教育委員会が作成する教科書調査研究資料及び各学校からの報告書、教科書展示会における保護者、市民の意見等を参考にしながら、自らの権限と責任、そして見識に基づき、公正かつ適正に教科書採択を行っているところでございます。また、採択に当たっては、公開による教育委員会を開催しているところでございます。

したがって、町田市教育委員会といたしましては、請願第 14 号の 1 点目につきましては、不採択とすることが適当であると考えます。また、2 点目については、既に願意が実現されており、採択の必要はないと考えます。

以上です。

○委員長 願意の実現性、妥当性についての教育長の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの説明で何かございましたらどうぞ。

○高橋委員 今回の教育長の説明に全く同意いたします。私たち教育委員は、静ひつな採択環境の中、外部からの働きかけに左右されることなく、どの教科書も先入観を持たず、自ら調査研究をして選びたいと願っております。よろしく願いいたします。

○委員長 ほかにございますか。——以上で質疑を終了します。

お諮りします。請願第 14 号について、教育長の説明は不採択でございます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 ご異議なしと認め、請願第 14 号は不採択と決しました。

続いて、請願第 15 号「中学校社会科歴史教科書採択に関する請願」を審議いたします。請願者から意見陳述の申し出がございました。

休憩いたします。

午前 10 時 20 分休憩

午前 10 時 21 分再開

○委員長 再開いたします。

○請願者 私は子ども・教育・教科書を考える町田の会の会員の■■■■と申します。私は 38 年間小学校教師として、またその大半の 24 年間は町田市内の教師として、子どもたちの教育に携わってきました。そして定年退職の現在も、学童保育クラブ指導員として子どもたちにかかわっています。かつて私が町田市の教員に採用されたとき、教育委員会主催の認証式において、私たちの代表が宣誓したのですが、その文面には、日本国憲法、教育基本法を尊重しという一文がありました。私はその精神をもって日々努力し、また教育の重要性を常に認識しておりました。

しかし、今回の中学校社会科の歴史教科書、公民教科書を何回か閲覧しましたが、日本国憲法の国民主権、基本的人権、平和主義の精神の趣旨からして、自由社、育鵬社の教科書には非常に違和感を感じました。例えばさきの戦争については、「満州で日本人が受けた不法な被害」（自由社）、「戦争初期の勝利は東南アジアの人々に希望を与えた」（育鵬社）など、これはアジア諸国に対しての侵略に反省がないのではないかと思います。

日本国憲法は間違った戦争を反省し、二度とあのような惨禍を繰り返さないという決意をもとに公布され、戦後がスタートしたのです。子どもたちにも歴史の事実は事実として伝えていかなければならないと思うし、きちんと知り、考え、そこから判断していくものです。

自由社、育鵬社のような一面的な偏った考え方を教えていくことは、教育基本法第 2 条 2 項の「個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養う」という文面からしても、それではないかと思います。

また第 5 項には、「他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養う」というように、差別的な自国優位主義ではなく、特にこれからの子どもたちは、困難な中でも世界の人々とともに歩んでほしいと思います。それこそが国際理解教育の精神に合致するのではないのでしょうか。

さきの原発に対する取り扱いでも、育鵬社では、ウランを繰り返し利用できる利点がありますなど、一面的な記述があります。今の原発事故による甚大な被害によって、生きる権利の基本的人権が奪われている中で、効率だけを取り上げ、原発の危険性について一切書かれていないのは問題だと思います。

羅列的ですが、自由社、育鵬社の教科書での私が問題とする点を挙げました。教師は子どもたちの実態を把握し、何よりもどの子にも未来を切り開く力をつけるために、日夜奮闘しています。現場の教職員、調査協議会の調査結果を今までどおり尊重していただいて、真に日本国憲法、教育基本法のもとに公正な歴史観に立つ教科書をぜひ採択してください。

町田市は平和都市宣言をしています。多くの教師、多くの親御さんとともに、子どもたちに平和で豊かな未来をと望む一市民として発言しました。

以上で請願に対する陳述を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○委員長 休憩いたします。

午前 10 時 25 分休憩

午前 10 時 26 分再開

○委員長 再開いたします。

請願者の意見陳述は終わりました。

これより請願第 15 号に関する願意の実現性、妥当性について、教育長から説明をお願いします。

○教育長 それでは、請願第 15 号について申し述べます。請願第 15 号は、中学校社会科歴史教科書採択に関する請願でございます。

ただいまこの請願についての意見陳述がございましたが、この請願の実現性、妥当性について申し上げます。

この請願は、1 点目として、憲法の国民主権、基本的人権、平和主義に基づき、町田市平和都市宣言を尊重した教科書を採択すべきとするものでございます。また、2 点目として、採択に当たっては、今までどおり教科書を直接使用する教職員、そして調査協議会からの調査結果を尊重すべきとするものでございます。

まず 1 点目についてですが、請願第 14 号、先ほどの審議の際にも申し述べましたように、教科書採択に際しましては、文部科学省が検定を行い、教科用図書検定基準に適合した教科書から選定をいたします。また、中学校学習指導要領社会科の解説編には、日本国憲法が基本的人権の尊重、国民主権及び平和主義を基本的原則としていることについての理解を深めるとあります。教育委員会といたしましては、この検定基準に適合した教科書は、すべて学習指導要領に準拠しており、憲法の本質にのっとっていると判断しております。

また、請願にある町田市平和都市宣言とは、1983 年 2 月に町田市が宣言した町田市非核

平和都市宣言であると考えますが、この宣言は、日本国憲法に掲げられた平和主義の理念に基づくものであることから、さきに述べたところの憲法の精神にのっとりたものと同様でございます。

次に、2点目についてですが、請願第13号で述べたとおり、町田市教育委員会では、従前より町田市立中学校教科用図書調査協議会の報告や、東京都教育委員会が作成する教科書調査研究資料及び各学校からの報告書、教科書展示会における保護者、市民の意見等を参考にしながら、自らの権限と責任、そして見識に基づき、公正かつ適正に教科書採択を行っているところでございます。

したがいまして、町田市教育委員会といたしましては、請願第15号につきましては既に願意が実現されていると考えております。

以上です。

○委員長 願意の実現性、妥当性についての教育長の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの説明で何かございましたらどうぞ。

○井関委員 2点あります。意見陳述の中で、特定の教科書の排除を希望されて述べられておりますが、これに対しては、先ほどの請願14号の教育長の不採択判断と同じだと思えます。2点目は、この請願に対する今教育長が判断したとおりだと思えます。

以上です。

○委員長 ほかにございますか。——ないようですので、以上で質疑を終了いたします。

お諮りいたします。願意の実現性、妥当性についての教育長の説明は、願意の1点目、2点目、いずれも願意が実現されているということですので、改めて採択の必要はないということで、不採択であると判断をいたします。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 ご異議なしと認め、請願第15号は不採択と決しました。

続いて、請願第16号「今年度公立中学校教科書採択にあたっての請願書」を審議いたします。

請願者から意見陳述の申し出がございますので、これを許可いたします。

休憩いたします。

午前10時30分休憩

午前10時32分再開

○委員長 再開いたします。

意見陳述はないものと認めます。

これより請願第 16 号に関する願意の実現性、妥当性について、教育長から説明をお願いします。

○教育長 それでは、請願第 16 号について申し述べます。請願第 16 号は、今年度公立中学校教科書採択にあたっての請願書でございます。

この請願の実現性、妥当性について申し上げます。

この請願は、1 点目として、扶桑社版、歴史、公民教科書の流れをくむ自由社版、歴史、公民、育鵬社版、歴史、公民教科書を、町田市内の公立中学校の使用教科書として採択すべきでないとするものでございます。2 点目は、教科書の採択に当たっては、町田市内の公立中学校の先生方が十分に教科書の調査研究を行い、その意見が尊重される採択の方法を考えるべきとするものでございます。3 点目は、教育委員会の場で各教科書を採択した理由を説明すべきとするものでございます。

1 点目につきましては、請願第 14 号で述べましたとおり、教科書採択に際しましては、文部科学省が検定を行い、教科用図書検定基準に適合した教科書から選定をいたします。また、文部科学省が各都道府県の教育長あてに通知した「平成 24 年度使用教科書の採択についての教科書採択の公正確保について」では、静ひつな採択環境を確保していくため、外部からの働きかけに左右されることなく、採択権者の権限と責任において、公正かつ適正な採択がなされるよう対応することといった内容が示されております。ゆえに、特定の教科書についてここで吟味することは適切ではないと考えます。また、公平、公正を旨とする教科書採択において、あらかじめ特定の教科書を排除することは認められておりません。

2 点目につきましても、これまで述べたことと同様でございますが、町田市教育委員会では、従前より町田市立中学校教科用図書調査協議会の報告や、東京都教育委員会が作成する教科書調査研究資料及び各学校からの報告書、教科書展示会における保護者、市民の意見等を参考にしながら、自らの権限と責任、そして見識に基づき、公正かつ適正に教科書採択を行っているところでございます。

また、3 点目につきましても、採択に当たっては、公開による教育委員会を開催しているところであり、2 点目、3 点目の願意は既の実現されているものと考えます。

したがって、町田市教育委員会といたしましては、請願第 16 号については不採択と

することが適当であると考えます。

以上です。

○委員長 願意の実現性、妥当性についての教育長の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの説明につきまして何かございましたらどうぞ。

○岡田委員 今の教育長の説明いただいたので全くそのとおりでと思うのですが、1の、特定の教科書に対してこれを排除するよという事は、今まで繰り返し申し上げたように、そうしたことは町田市の教育委員会がすることではないので、これは不採択としていただきたいと思います。

3の、教育委員会の場で各教科書を採択した理由を説明するという事につきましては、実際に採択する日の教育委員会で、各教育委員が、こういう理由でこの本が適切かと思われるというような話を意見として出しておりますので、それを聞いていただければと思います。

以上です。

○委員長 ほかにございますか。――以上で質疑を終了します。

お諮りします。願意の実現性、妥当性についての教育長の説明では、請願第16号については不採択とすることが適当であるということです。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 ご異議なしと認め、請願第16号は不採択と決しました。

続いて、請願第17号「家族について十分な記述のある公民教科書の採択に関する請願」を審議いたします。

請願者から意見陳述を求められております。5分の範囲でこれを許可したいと思います。

休憩いたします。

午前10時36分休憩

午前10時37分再開

○委員長 再開いたします。どうぞ。

○請願者 私は町田市小川■■■■に住んでおります一町田市民の■■■■と申します。本日は中学校公民教科書の採択に当たり、請願・陳述の機会をいただきまして、まことにありがとうございます。

今日は、まず1つとしまして、タイトルにありますように、家族について十分な記述の

ある公民教科書の採択に関する請願ということで、これもタイトルを見てもらうと、みんなわかってしまうということで、余り詳しい説明はいたしません。

今日、家族の絆が弱まり、家庭崩壊の危機に瀕していると言われております。家族に生まれた子どもが、肉体的、精神的に一人前になるまでには、親の長期的な世話が必要であります。そこで、信じ合い、助け合い、励まし合いながら、もちろん教育もするわけですが、教え合いながら家族の絆を強めていき、ひいては地域社会の絆を強め、立派な国家の形成の基礎となるものと思います。

この大切な家族について、53年以前の教科書には、編立てあるいは節立てで、18ページも費やしたということが書いてありますが、今日の教科書展示会で、私も7社の公民教科書に目を通してまいりました。家族についての項目が非常に少ない。物によりますと、平均2ページだということですが、中には1ページそこそこという教科書もございます。

皆さんもご存じのように、家庭内暴力、ひいては親が子どもを殺すなど、下等動物の世界でもないような現象が、新聞、テレビで取り上げられる機会が多くなってきました。これがまさしく今の日本の姿であります。教科書の家族軽視が現実のものとしてあらわれているのではないかと、私はそう思えてなりません。私は、教科書を見てみますと、ある教科書は、家庭崩壊前に教科書が崩壊しているのではないかと、その感さえ感じました。

非常に悲観的なことですが、すべてがそういう教科書ではございません。人類の歴史から家族の生い立ち、家族の必要性、家族の役割、あるいはその中にアンケートがありました。今何を求めているか、国民白書であります。19年のものですが、66.5%、家族団らん、61.5%、休憩、安らぎ、54.9%、家族の絆を強めるというものが上っています。皆、家族に安らぎとか、いろいろなよりどころを求めているのです。

立派な教科書もあります。家族生活の基本は、家計の維持あるいは育児、家事という非常に重要な仕事であります。時間がありませんので、言いませんけれども、民法と家族で、親権とか、居住指定権、懲戒権、職業許可権とか、いろいろ親にも権利と義務がございます。これも述べている立派な教科書もありますので、どうかそういう家族のことを十分記述した教科書を選んでいただきたいとお願いするものであります。

どうもありがとうございました。

○委員長 休憩いたします。

午前10時41分休憩

午前 10 時 42 分再開

○委員長 再開いたします。

請願者の意見陳述は終わりました。

これより請願第 17 号の願意の実現性、妥当性に対する教育長からの説明をお願いします。

○教育長 それでは、請願第 17 号につきまして申し述べます。請願第 17 号は、家族について十分な記述のある公民教科書の採択に関する請願でございます。

ただいまこの請願についての意見陳述がございましたが、この請願の実現性、妥当性について申し上げます。

請願第 17 号の内容は、家族の意義と役割について十分に記述した教科書を選定すべきとするものでございます。中学校社会科、公民的分野における家族についてですが、中学校学習指導要領社会科の解説編には、家族、郷土、自国を愛するとともに、国際社会において大きな役割を担うようになった日本の役割を考えさせること、人は、家族、学校、地域の自治会、職場など、さまざまな集団を形成してそこに所属しており、協力してよりよい生活を営む努力に着目させることと記述がされております。

教科書採択においては、文部科学省が検定を行い、教科用図書検定基準に適合した教科書から選定することになりますが、その際は、選定された教科書の中から、町田市立中学校教科用図書調査協議会の報告や、東京都教育委員会が作成する教科書調査研究資料及び各学校からの報告書、教科書展示会における保護者、市民の意見等を参考にしながら、家族についての記述を含めたすべての内容について、学習指導要領に示される社会科の究極のねらいである、国際社会に生きる平和で民主的な国家・社会の形成者として、必要な公民的資質の基礎を養う、このことに適した教科書を、教育委員自らの権限と責任、そして見識に基づき、公正かつ適正に総合的に採択を行っていくこととなります。

そのような観点から、町田市教育委員会といたしましては、請願第 17 号については不採択とすることが適当であると考えます。

以上です。

○委員長 願意の実現性、妥当性についての教育長の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの説明に関して何かございましたらどうぞ。

○高橋委員 今の教育長の説明に私も全く同意したいと思います。もう 1 つつけ加えて私が考えますことは、いろいろな学校を回っていると、家庭について、家族について学ぶ

のは、公民だけではなく、例えば道徳においては、家族の一員としてのあり方を心の面から学んでおりますし、家庭科においても、育児や家族のあり方、また家事などの具体的なことを学びます。私たちは公民的分野からだけではなく、道徳や家庭科という教科、またすべてほかの教科からも家庭、家族について学ぶことを見通して、よりよい教科書を選んでいきたいと思えます。

以上です。

○岡田委員 今までおっしゃっていたことに同意します。それと、やはりここでは特に家族ということを項目として重点的に取り上げておられるので、こうした特定の項目を重点的に取り上げるというのは、私たちがしなければならない公正にというところに若干支障があるというか、さわりがあるように思えますので、不採択になると思えます。

以上です。

○委員長 ほかにございますか。――以上で質疑を終了します。

お諮りします。請願第 17 号についての願意の実現性、妥当性についての教育長の説明は不採択であります。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 ご異議なしと認め、請願第 17 号は不採択と決しました。

続いて、請願第 18 号「自衛隊について正しく理解できる公民教科書の採択に関する請願」を審議いたします。

請願者から意見陳述の申し出がございますので、これを許可したいと思います。

休憩いたします。

午前 10 時 47 分休憩

午前 10 時 48 分再開

○委員長 再開いたします。

○請願者 引き続きでございますので、自己紹介は省略させていただきます。

2 項目めは、今おっしゃられましたとおり、自衛隊について正しく理解できる公民教科書の採択に関する請願でございます。

ここにもうそのとおり書いていますが、自衛隊の任務は、我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、直接侵略、間接侵略に対して我が国を防衛することが主たる任務ですが、今回のような大災害発生時には、警察、消防だけでは対応できないということがは

つきりいたしました。訓練された多数の隊員と陸海空が持つ資機材が非常に重要です。また国際的なテロに対しても、自衛隊でなければ対応できない面があると思います。

公民教科書の自衛隊の項目を見てみますと、憲法解釈、特に9条の解釈が大半であります。政府の9条解釈といたしまして、自衛権はあるのだから、最低の軍備は持っても、それは憲法違反ではないというふうな政府の見解は一応書いてありますけれども、その後にかなり否定的なことが書いてある教科書がございます。

ちょっと時間がありますので言いますと、第2次大戦で他国に重大な損害を与えた。日本国憲法は、戦争を放棄し、平和主義を基本原理とした第9条に、戦争を放棄し、戦力を持たず、交戦権を認めないと定めています。その次に、日本は国を防衛するため、自衛隊を持っています。政府は、主権国家には自衛権があり、憲法は自衛のために必要な最小限の実力を持つことは禁止していないと説明していながら、次は、武器を持たないというのが日本国憲法の立場ではなかったのか。また次には、日本は防衛のため、アメリカと日米安全保障条約を結んでいます。その次に、冷戦が終わり、大戦が起こる危険性はほとんどなくなりました。世界では民族紛争、地域紛争が起こっていますということで、次に防衛態勢の整備、強化や、世界平和と日本の安全について、そういうことがふさわしいものか疑問視する声もありますと、肯定しながらすぐ否定する。こういうことでは、自衛隊が何のために存在しているかわかりません。

今度の東日本大震災で、自衛隊の非常に献身的な救助活動が、現地の方ももちろんですが、日本国民もそう感じました。自衛隊の必要性を書いている教科書は少ない。中には、自衛隊は外国からの侵略、間接侵略、国際テロ、大災害に対して必要不可欠なもの、必要なんですよということを書いている教科書もあります。私もそのとおりだと思います。何で憲法論だけで、違反だ、違反でないで終わるのか。そういう教科書では、日本の国は守れません。

近隣諸国は核兵器で装備しています。仲良くしたいと思います。思いますけれども、周辺には反日をよりどころとして生きている国民もあるということで、私は非常に仲良くしたいのだけれども、この日本のような解釈で、本当に日本を守っていけるのか非常に危惧しているのです。子どものころから、多少なりとも自分の国は自分で守るという意識を植えつけていただきたい。ひとつそういう教科書を選んでいただきたいと思います。よろしく願いをいたします。

○委員長 休憩いたします。

午前 10 時 53 分休憩

午前 10 時 54 分再開

○委員長 再開いたします。

請願者の意見陳述は終わりました。

これより請願第 18 号の願意の実現性、妥当性について、教育長から説明をお願いします。

○教育長 それでは、請願第 18 号について申し述べます。請願第 18 号は、自衛隊について正しく理解できる公民教科書の採択に関する請願でございます。

ただいまこの請願についての意見陳述がございましたが、この請願の実現性、妥当性について申し上げます。

請願第 18 号の内容は、自分の国は自分が守るという当たり前の気概が持てるような公民教科書の選定をすべきとするものでございます。

中学校社会科、公民的分野における自衛隊の扱いでございますが、中学校学習指導要領社会科の解説編には、日本国憲法が基本的人権の尊重、国民主権及び平和主義を基本的原則としていることについての理解を深めるとあり、国際情勢の変化の中、自衛隊が我が国の防衛や国際社会の平和と安全の維持のために果たしている役割、日米安全保障条約などにも触れながら、平和主義を原則とする日本国憲法のもとにおいて、我が国の安全とアジア、ひいては世界の平和をいかにして実現すべきか、またさらに、我が国が行っている世界の平和と人類の幸福に貢献しているさまざまな国際貢献について考えさせることとございます。

請願第 17 号でも申し上げました内容と同様となりますけれども、教科書採択は、選定された教科書の中から、町田市立中学校教科用図書調査協議会の報告や、東京都教育委員会が作成する教科書調査研究資料及び各学校からの報告書、教科書展示会における保護者、市民の意見等を参考にしながら、自衛隊についての記述を含めたすべての内容について、学習指導要領に示される社会科の究極のねらいである、国際社会に生きる平和で民主的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質の基礎を養うことに適した教科書を、自らの権限と責任、そして見識に基づき、公正かつ適正に、総合的に採択を行っていくことになるものでございます。

町田市教育委員会といたしましては、ただいま申し述べたような観点から、請願第 18 号については不採択とすることが適当であると考えます。

以上です。

○委員長 願意の実現性、妥当性についての教育長の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの説明で何かございましたらどうぞ。

○岡田委員 17号、18号を通して、ご意見はご意見として受け取りまして、ただ、これを採択することに対する妥当性は、今、教育長が説明されたとおり、総合的に判断していきたいという中で、妥当性はないと判断されますので、不採択に賛成いたします。

○委員長 ほかにございますか。――以上で質疑を終了します。

お諮りします。請願第18号の願意の実現性、妥当性に対する教育長の説明は不採択でございます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 ご異議なしと認め、請願第18号は不採択と決しました。

続いて、請願第19号「公民教科書採択に関する請願」を審議いたします。

請願者から意見陳述の申し出がありますので、10分の範囲で許可をいたします。

休憩いたします。

午前10時57分休憩

午前10時58分再開

○委員長 再開いたします。どうぞ。

○請願者 町田市成瀬台に住んでおります■■■■と申します。何度か請願して、顔だけはおなじみになったと思います。

まず公民教科書に関する請願ですが、請願の理由というところに、去る6月3日の請願のとおり、現行町田市で採用している東京書籍の公民教科書は検定を通過しているといいますが、余りにも問題点が多数あり、学習指導要領を逸脱する記述が多く、なぜ検定を通過しているのか疑問がある。まさに有害図書と言わざるを得ないほどひどい内容だ。これでは子どもたちが健全に育つはずがないと憂えております。この解決のためには、教育基本法、学習指導要領の趣旨を最も満足する教科書を選択、選定いただく以外にないと信ずるので請願する次第です。

つまり、検定通過といえども、学習指導要領をすべて満たしている教科書はないということです。この見解が違うのかもしれませんが。ですから、できるだけたくさんの学習指導要領の趣旨を最も満足させる教科書を選定いただきたいということです。

望ましい教科書の内容として、望ましい記述の例を示します。まず家族、これは先ほどの方もおっしゃっていましたが、公民教科書の家族に関する記述が、年々というか、採択のたびに減っているのです。昔は20ページぐらい各社書いていました。東京書籍でも19ページだか20ページだかありました。それがどんどん減ってきて、現行教科書では2ページ。今回、採択の対象となる東京書籍は1ページもないのです。単語だけはありますけれども、章立てがない。そういうように家族を全く無視しています。これはもう家族崩壊になってもしようがないような前提です。そういうことで、家族の記述が非常に重要であるということをまず言いたいのです。

また、別テーマですが、男女共同参画の行き過ぎた解釈についての注意が必要。男女共同参画の趣旨は全く賛成で、何も異議はないのですが、一部のフェミニストたちが、それをいいことに、行き過ぎた解釈をして、むちゃくちゃなことをやり始めているわけです。

行き過ぎた解釈というのは、伝統文化の否定。何百年も続く文化を否定していること。それから、役割意識の過激な排除。一番よく言われるのは、女性は家事、男性は仕事という役割意識を、そういう絵をかくことすら禁止だというようなばかなことを言っている。それから、男女が生物学的に異なるということの無理解というか、無視というか、そういうことを平気でやっている。こういうこと行き過ぎた解釈について、やってはだめだよという記述があればいいですけども、ない教科書だと、礼賛のみに終わって、行き過ぎた解釈が堂々と横行することになります。それは非常に危険な状況です。

次に、宗教に関して、宗教の必要性をまず記述してあることが必要です。つまり、人間の力の及ばない何物かの偉大な存在というものを認めた上で、それを恐れ敬い、自分も正しかろうとするのが宗教の原点であるという記述が必要である。世界の代表的宗教と日本の神道と日本仏教についての記述があること。

それから、大事な話ですが、国家の役割についてきちんと書いてある教科書がほとんどないということです。国家の役割は、外敵からの防衛、社会資本の整備、法の制定による社会秩序の維持等々が記述されていること。最も基本的なことは、領土と国民の生命、財産を守ることであると記述していること。国際関係における国家主権の記述。国民と領土に関し、他の国家から支配や干渉を受けない国家の持つ固有の権利があること。主権に関し、国内における主権と国際関係における主権と2つの意味があることを記述していること。こういうことを注意することが大事なことです。

それから、地域社会、公共の精神、よりよい公民へ。公民という言葉がそもそもきちん

と使われている例が少ないわけですが、昔は濃密であった地域社会との関係が薄くなっている風潮に対し、反省と地域社会の活性化に対する努力を促す記述があること。自主努力なしには住みよい社会は維持できないこと。個人や会社、家族の生活は、地域社会とともにあり、地域の人々の支えがあって成り立つ。そのため、社会の利益と幸福を考えて行動する精神、公共の精神が必要である。それにより政治に参加する権利と義務を持つよき公民が生まれるということです。

それから、愛郷心、愛国心。家族愛から郷土を愛する愛郷心、さらには愛国心へとつながっていることの記述。このスムーズなつながりなんですね。家族愛から愛国心へと。自国を愛せない者には他国を尊重することはできないことの記述。祖先の残した伝統や文化を現代に継承しつつ、次の世代に伝え、国家、社会のさらなる発展に貢献しなければならないことの記述があること。

安全保障と自衛隊。いかなる国家も、領土と国民の安全を守る権利、自衛権を持つことが認められていることの記述があること。したがって、自衛隊は違憲な存在でないことが明記されていること。少しでも疑わせるような記述がある教科書はふさわしくないと思います。

国防を担う仕事は、いかなる国家でも尊敬される仕事であることの記述。現代では一国だけで自衛権を貫徹させることは困難になっているので、日本は日米安全保障条約により国防を全うしようとしている。国際連合との協力も重要で、PKO協力、人道復興支援、海賊対処などの協力も求められている。

それから、拉致問題。単なる人権問題ではなく、国家主権侵害であることの記述。場合によっては戦争の原因となってもおかしくないことの記述。この場合によってというのは、要するに、日本以外の国だったら、とっくの昔に戦争になっているということの記述ですね。

それから、天皇に関する記述。明治憲法では、主権は天皇にあると書かれているが、実際の政治においては、天皇は内閣の輔弼を受けて行うし、閣議に反対することはできなかった。最も典型的な例は、大東亜戦争開戦の詔勅は、昭和天皇の名において書かれているが、事實は、天皇陛下は開戦に反対であったが、それができなかったのです。終戦時には閣議で決定できず、首相が天皇の裁量を仰いだので、ポツダム宣言受諾が決定され、日本壊滅が防げたのです。

現行憲法第1条で象徴天皇制とされ、第6条で内閣総理大臣及び最高裁判所長官の任命

権を天皇に認めている。したがって、名目的にせよ、行政権と司法権を持ち、政治権力に正当性や正統性を与える政治的権威の役割を果たしている。これはすなわち伝統的な意味での君主であろう。

前述のように、明治憲法で認められた天皇の主権は実質名目的だったのだから、戦前戦後で、天皇の本質は変わってなく、日本国は立憲君主制の国といえる。また、長い日本の歴史の中で、ほとんどの期間、天皇の位置づけは、権力ではなく権威の中心であり、国家の重要時には、天皇の権威により、時の政権が正当化、正統化されてきたことの記述があること。

それから、少し異質なテーマですが、在日韓国朝鮮人、外国人参政権問題です。2009年現在、日本には58万人の在日韓国・朝鮮人が住んでいます。その多くは1910年の韓国併合以来、移住を余儀なくされた人たちや、また日本に連れてこられて、意思に反して働かされた人たちとその子孫ですという、現行、町田市で使っている東京書籍の教科書の記述は、余りにも事実と異なり、ひどい捏造記事です。

前者、すなわち58万人いるうちのほとんどは、1910年の韓国併合以来、来たという人たちは、職業を求めて来たわけですから、自らの意思で来日したし、後者は、当時の日本人の当然の義務であった徴用で連れてこられた人たちで、何も問題ない。

戦後、半島に帰りたい人はいち早く帰り、現在、在日しているのは、自らの意思で残った人々及びその子孫です。外務省発表によれば、徴用で連れてこられた人のうち、昭和34年時点で245人のみが自由意思で残って、残りは帰国しているとのことである。

それから、選挙権や公務員になることなども制限されていますという記述は、あたかも日本人が不当な差別をしていると言わんばかりの記述で、まさに不当表現です。外国人に選挙権を持たせないのも、公務員に制約があるのも、世界の常識です。在日韓国人・朝鮮人を特別扱いする理由はない。欧州の一部に認める国があるが、それはEUであり、英連邦であり、同列には語れない。

以上ですが、国旗・国歌に関しても、1999年に日章旗が国旗、君が代が国歌として制定されたとの説明では、国旗・国歌がそんなに新しいものかと誤解されるおそれがあります。そうではないのだ。天智天皇、文武天皇のころより正式に使われていたということ。歴史上、古い意義のある国旗だ。世界一古い国旗・国歌だということを、ぜひとも記述して、生徒に教えた方がいいです。そういう記述の教科書をぜひとも採択いただきたいということでございます。

○委員長 休憩いたします。

午前 11 時 09 分休憩

午前 11 時 10 分再開

○委員長 再開いたします。

請願者の意見陳述は終わりました。

これより請願第 19 号の願意の実現性、妥当性について、教育長から説明をお願いします。

○教育長 それでは、請願第 19 号について申し述べます。請願第 19 号は、公民教科書採択に関する請願でございます。

ただいまこの請願についての意見陳述がございましたが、この請願の実現性、妥当性について申し上げます。

請願第 19 号は、検定を通過している教科書でも、子細に読むと、教育基本法の趣旨、学習指導要領の趣旨を逸脱した内容の教科書が多いことにかんがみ、採択に当たり、検定を通過した数ある教科書の中から、子どもたちに健全な考え方を身につけさせる教育ができる、教育基本法、学習指導要領の趣旨を最も満足している教科書を選定すべきとするものでございます。

町田市教育委員会では、教科書採択に際しましては、先ほど来申し上げておりますが、文部科学省が検定を行い、教科用図書検定基準に適合した教科書について、教育委員会が自らの権限と責任、見識に基づき、公正かつ適正に教科書採択を行っているところでございます。そしてこのことは、町田市として最もふさわしい教科書を採択することと判断をしているところでございます。

なお、各教科書について、文部科学省が教育基本法の趣旨、学習指導要領の内容を逸脱したものを検定通過させているとは考えておりません。そのような立場から、町田市教育委員会といたしましては、請願第 19 号については不採択とすることが適当であると考えます。

以上です。

○委員長 願意の実現性、妥当性についての教育長の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの説明に関して何かございましたらどうぞ。

○岡田委員 教育長の意見に同意します。

○高橋委員 私も教育長の意見に同意します。

○委員長 教育長の意見に同意するという意見がお2人から出ました。

以上で質疑を終了します。

お諮りします。請願第19号の願意の実現性、妥当性に関する教育長の説明は不採択であります。不採択することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 ご異議なしと認め、請願第19号は不採択と決しました。

続きまして、請願第20号「歴史教科書採択に関する請願」を審議いたします。

請願者から意見陳述を求められておりますので、これを許可いたします。

休憩いたします。

午前11時12分休憩

午前11時13分再開

○委員長 再開いたします。

○請願者 先ほどの教科書の学習指導要領を満たしているか否かについての見解が違ふということなのですが、皆さんはこれを本当に読んでいただけているのでしょうか。素直に読んだら、明らかにここの記述はおかしいではないかというのが幾らでも指摘できますよ。後ほどそういう例も示しますが。

請願の理由は先ほどと同じですが、さすがに有害図書とまでは断じませんが、現行教科書も非常に問題点が多い。これでは町田の子どもたちが健全に育つはずがないということで憂えております。学習指導要領の趣旨を最も満足させる教科書を選定していただく以外にないと信ずるので請願する次第です。

望ましい教科書の記述例として、以下、何点か挙げます。まとめて言いますと、重要なことは、いにしえより血筋が125代も続いている世界最古の皇室が、常に国民の幸せを念じておられることを理解させ、天皇・皇室に対する尊崇敬愛の念を育てること。日本が世界に誇れる文化を持つ国であること。江戸時代がすばらしい時代であったこと。ちょっと書き損ないましたが、いわゆるマルクス史観というのでしょうか、もうとっくに失敗したことが証明されているにもかかわらず、礼賛するかのような記述がある教科書もあります。そんな記述のないこと。近現代史における戦争で、日本が悪いことばかりして迷惑をかけたとの決めつけがなく、自存自衛の目的からの行動であったことなどの記述により、我が国への誇りと愛国の精神を教える記述があることです。

個別にいきますと、例えば日本最古の文学書である古事記、最古の正史である日本書紀を正しく紹介していること。学習指導要領に、神話の学習を通じて、当時の信仰や物の見方などに気づかせるよう留意するとあるので、それにふさわしい記述、すなわち神話の物語の概略、または一部のサンプルでもよろしいですね。概略というのはむしろ大変かもしれません。一部の物語、ストーリー、それから神様の名前が記述されていること。少なくとも日本人の常識である伊邪那岐の命、伊邪那美の命、天照大神、須佐之男の命、大国主命、神武天皇の祖父ニギノミコトなどの名前があること。及び三種の神器に関する記述。それから2月11日の建国記念日のいわれについての記述。それらがあることを望みます。

最初の統一国家をつくった大和朝廷を、大和王権、大和王朝などと記述してないこと。初代天皇は神武天皇であることの記述。聖徳太子などとの関連で出てくる天皇の系図には歴代の数字が振ってあること。神武天皇から今上天皇まで血筋が脈々と続いていること。記述。また、天皇は長い歴史のほとんどの期間、権力は持たず、権威の中心的存在でありましたが、国家の重要時、例えば頼朝、信長、秀吉、家康の政権確立時に際しては、その時々々の政権の力を天皇の権威で正当化する重要な役割を演じてきたこと。明治天皇と重臣たちのよき連携、あるいは昭和天皇の敗戦時の聖断など、非常に重要な役割を演じられたこと。さらには、天皇の重要なお仕事の1つが祭祀ですが、すべて国民の幸せを願うことにつながっていることなどが記述されていること。

それから、世界3大王墓の1つとされる仁徳天皇陵の名前を、わざわざ大山陵と記述する必要はない。大山陵と言ったのは、大山という公園があるからということなんでしょうけれども、それをわざわざ大山陵と書く必要はないと思います。せめて「仁徳天皇陵（大山陵）」と書いたらいいですが、そういう教科書もあります。逆に「大山陵（仁徳陵）」と書いてあると、仁徳天皇についてのほかの記述が一切なければ、「仁徳陵」だけでは、天皇かどうか分からない。

それから、仁徳天皇と来ていれば、当然、民のかまどの逸話が重要な話です。民のかまどの逸話を、皆様ご存じですよ。要するに、見晴らしのいいところから村々を見たら、かまどの煙が立ってない。それは国民が、民が苦しんでいる証拠である。米もないのだからということで、3年間税金を免除するということがされました。3年たった煙が出始めた。だから、奥方等は、もう復活してもいいでしょうと言ったら、いや、待て、もう3年さらに待てと言って、さらに3年間待ったわけです。その間、当然皇室は荒れ放題で、雨漏りまでする始末。その雨漏りでも平然として直させなかったというのが仁徳天皇です。

常に天皇は民の最大の幸せを願っているというのが一番大事な話です。そういうことを歴史教科書に書いてほしいわけです。

それから、仁徳天皇の場合は、さらに言うならば大阪地区の土木工事です。当時、淀川その他の川からの洪水で、庶民が大変苦勞したわけです。そうやった善政が庶民に評価されて、亡くなった後、陵をつくるというときに、世界一と言われる大きな天皇陵をつくるのに、国民、庶民が自発的に、我々も手伝わせてほしいということをつくったのだということ。これはうそか本当かわかりませんが、さもありませんというぐらいいい天皇だったわけです。そういうことを、せめてうそでないことを、うそと証明はされてないわけですから、記述してもよろしいと思うのです。

それから、天皇、貴族を搾取階級、人民を被搾取階級とするような史観は、我が国の伝統にはなじまない。それは先ほど言った、常に民が大事なんだということから当然です。

明らかな失敗であったことが証明された共産主義革命を礼賛するような記述がないこと。

それから、文化に関してはいろいろあるわけですが、例えば東大寺の大仏の作者、国中連公麻呂や、阿修羅像の作者、將軍万福なんというのは、今はもう常識となっているのですから、明示すべきです。それから、世界最古の木造建築法隆寺、東大寺大仏の開眼式典は、当時の東アジアにおける最大級の国際イベントであったことの記述。

それから、ずっと時代が下がって、江戸時代の浮世絵が、遠くヨーロッパ画壇にジャポニズムの流行を生み、印象派の画家、モネ、ドガ、セザンヌ、ゴッホ、ロートレック、ゴーギャンなどに多大な影響を与えたことなど。

それから、江戸時代を、一般庶民が過酷に搾取されたとの記述は不適切である。むしろ庶民が生活を謳歌した元禄・化政文化などの記述が大切。寺子屋の普及により、当時の日本は、世界で最も庶民教育が進み、識字率も世界一高かったことなどの記述が必要です。

それから、先ほど来、私に言わせれば左がかかった人たちなんだろうが、憲法第9条の精神を踏みにじっているというお言葉がありました。その方たちに、私は素直に質問したいのです。日本は非常に危険な国に囲まれている。中国、北朝鮮、ロシア、行く行くは韓国も可能性があります。韓国が核兵器を持つかもしれません。例えば中国から、尖閣諸島をよこさなければ核攻撃するぞと言われたらどうするんですかという質問をしたいのですが、その場がありませんので、できません。ということで、戦争の記述に関して大いに不満があります。

例えば古い戦争ですが、元寇については、日本の戦争には侵略と言ひ、蒙古は遠征などと言う。何か言葉が違っているのです。蒙古の侵略という言葉は、教科書で見たことがないです。一部の教科書ですが。元がアジア全域、ロシアまで版図を広げた世界帝国であることの説明や、侵略時の略奪、暴行、鎌倉武士が勇戦して元軍を退けたことの記述、それを暴風雨のおかげとのみ記述するのは不適切である。

それから、日清、日露戦争。ともにロシアの侵略に対する防衛を、ともに国家の近代化を図り、日中朝三国共同で行おうと提案したが、華夷秩序に浸り切っていた両国に拒絶されたことがきっかけとなった自衛戦争であることの記述。

日露戦争の勝利の持つ世界的意義。すなわち、白人大帝国に、黄色人種でアジアの小国日本が勝ったことが、フィンランド、トルコなどを含む欧亜の被植民地国家に勇気を与え、いずれ独立戦争となる原動力になったことなどの記述。

日本海海戦、旅順攻撃、奉天会戦、東郷元帥、乃木将軍などの記述。

その他、満州事変、支那事変いろいろありますが、支那事変の中で、とりわけ南京虐殺について、なかったというのは今や常識ですが、いまだにかたくなに信じている人がいるようです。有力意見の1つは、蒋介石が300回記者会見を行ったが、南京虐殺の発言は全くなかった。毛沢東の有名な演説で、日本軍は個々の戦闘では勝利するが、殲滅しない戦略未熟なので恐れるに足らずと、皆殺し、虐殺しなかったことを嘲弄した演説をしたことなど、有名なエピソードがあるということです。

大東亜戦争も、日米会議の流れを全く無視したアメリカの実質宣戦布告であるハルノートに対する応戦、やむを得ずやったことです。

そういうことでございますので、そういうことが正しく記述されている教科書の採択をお願いしたいということでございます。

以上です。ありがとうございました。

○委員長 休憩いたします。

午前 11 時 23 分休憩

午前 11 時 24 分再開

○委員長 再開いたします。

請願者の意見陳述は終わりました。

これより請願第 20 号の願意の実現性、妥当性についての教育長の説明をお願いします。

○**教育長** それでは、請願第 20 号について申し述べます。請願第 20 号は、歴史教科書採択に関する請願でございます。

ただいまこの請願についての意見陳述がございましたが、この請願の実現性、妥当性について申し上げます。

請願第 20 号は、検定を通過している教科書でも、子細に読むと、教育基本法の趣旨、学習指導要領の趣旨を逸脱した記述が多々あることにかんがみ、採択に当たり、検定を通過していれば、どの教科書でもよいわけではなく、数ある教科書の中から、子どもたちに健全な歴史観を持たせ、我が国を愛し、我が国に誇りを持てるような教育ができる、教育基本法、学習指導要領の趣旨を最も満足している教科書を選定すべきとするものでございます。

先ほどの請願第 19 号でも述べましたが、町田市教育委員会では、教科書採択に際しましては、文部科学省が検定を行い、教科用図書検定基準に適合した教科書につきまして、町田市として最もふさわしい教科書を採択すべく、教育委員会が自らの権限と責任、そして見識に基づき、公正かつ適正に教科書採択を行っているところでございます。

繰り返しになりますが、各教科書について、文部科学省が教育基本法の趣旨、学習指導要領の内容を逸脱したものを検定通過させているという立場には立っておりません。

以上申し述べた立場から、町田市教育委員会といたしましては、請願第 20 号については不採択とすることが適当であると考えます。

以上です。

○**委員長** 願意の実現性、妥当性についての教育長の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの説明に関して何かございましたらどうぞ。

○**高橋委員** 今の教育長の説明に私も全く同意したいと思います。私も教育委員の 1 人として、どの教科書も文部科学省がきちんと検定を行い、教科用図書検定基準に適合した教科書であると認識しています。教育基本法の趣旨、学習指導要領の内容を逸脱したものが検定通過しているとは考えていませんので、先ほどの請願第 19 号の教育長の説明にありましたように、町田市として町田の子どもたちに最もふさわしい教科書を採択していきたいと思っております。

以上です。

○**岡田委員** ご指摘されているようなところについても、各教科書、ほかの教科に関しましても、各教科書会社によって表現の違いがあることは十分に認識しております。その上

で、教育委員個人個人が、これは好ましい表現なのかどうかという判断も含めまして、公正に判断していきたいと思っているところです。ただ、おっしゃるように、学習指導要領の内容を逸脱しているとか、問題のある表現であるとまでは考えておりません。教育長のおっしゃるように不採択にしたいと思います。

○委員長 ほかにございますか。――以上で質疑を終了します。

お諮りします。請願第 20 号の願意の実現性、妥当性に対する教育長の説明は不採択でございます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 ご異議なしと認め、請願第 20 号は不採択と決しました。

続いて、請願第 21 号「歴史教科書採択基準書の改良に関する請願(再)－1」を審議いたします。

請願者から意見陳述の申し出がありますので、5 分の範囲でこれを許可いたします。

休憩いたします。

午前 11 時 27 分休憩

午前 11 時 28 分再開

○委員長 再開いたします。

○請願者 先ほどから学習指導要領を逸脱か否かということの見解の相違が論じられております。最もわかりやすい例を挙げましたので、ぜひお答えください。

第 1 点は、学習指導要領の 2 番「内容」というところで、その(2)「古代までの日本」、その中のアというところでは、「世界の古代文明や宗教の起こり、日本列島における農耕の広まりと、生活の変化や当時の人々の信仰、大和朝廷による統一と東アジアとのかかわり」と、最初の統一国家の主体を大和朝廷としているし、それが日本人の常識でもあると思います。

これに関して、日本文教出版、これは現在の町田の現行教科書ですが、ここでは大和王権と記述。学習指導要領には大和朝廷と書いてあるのに、それをわざわざ大和王権と記述している。これは明白な学習指導要領逸脱ではないでしょうか。これを逸脱でないとした理由をぜひともわからせてください。これは検定を通過しているから学習指導要領逸脱ではないとのご回答でしたけれども、それは日本語の理解能力の問題になります。学習指導要領に大和朝廷と書きなさいと書いてある。日本文教出版の教科書は大和王権とわざわざ

ぎ逆らって書いてある。それをなぜ許すのかというのが質問です。

また、前回の請願のときには、個別の事情に答えることは予断を与えるから差し控えた
いとのことですが、教育委員会がその見識を示すことが、いかなる不都合があるとは思え
ないわけです。勇気を持ってご見解をお示ししていただくことに何も差し支えがあるとは思
いません。ぜひとも見解を示してください。よろしくお願いします。

以上です。

○委員長 休憩いたします。

午前 11 時 30 分休憩

午前 11 時 31 分再開

○委員長 再開いたします。

請願者の意見陳述は終わりました。

これより請願第 21 号の願意の実現性、妥当性について、教育長から説明をお願いします。

○教育長 それでは、請願第 21 号について申し述べます。請願第 21 号は、歴史教科書採
択基準書の改良に関する請願（再）－ 1 でございます。

ただいまこの請願についての意見陳述がございましたが、この請願の実現性、妥当性に
ついて申し上げます。

まず請願第 21 号の請願の要旨と、今陳述でお述べになった内容に異なった部分がありま
すので、まず請願の要旨に関して申し述べたいと思います。

請願の要旨は、調査研究委員会の報告書の様式では粗過ぎて教科書の詳細がわからない
ので、日本史上の重要事項に関する記述がどうなっているかを評価できるよう、現状より
詳細化すべきというものでございます。また、教育委員が自ら教科書を読み、判断する場
合のチェック項目として使うべきという請願でございます。

本請願につきましては、請願者が請願書の中で述べられておられるとおり、既に同様の
趣旨の請願が過去に提出されておりまして、その際の結論は不採択でございました。町田
市教育委員会は、町田市立中学校教科用図書調査協議会の報告や、東京都教育委員会が作
成する教科書調査研究資料、各学校からの報告書、教科書展示会における保護者、市民の
意見等、さまざまな資料、視点をもとに、自らの権限と責任、そして見識に基づき、公正
かつ適正に教科書採択を行っているところでございます。その見解に変更はございません。

さて、陳述の中に学習指導要領逸脱についてのお話がありました。また、教育委員会

の見解についてのお話もございました。前回と同様、不採択理由への疑問というふうに考えますが、前回も申し上げたとおり、請願の制度的な考え方は、本来、質問に回答することをその趣旨としたものではございません。町田市議会における考え方も同様であります。

教科書採択は、今申し述べましたように、1人1人の教育委員がそれぞれの識見、あるいはさまざまな資料、視点に基づいて、総合的に判断することにより行われるものでございます。つまり、教育委員会の統一見解を申し述べることはございません。町田市の教科書採択では、昨年の小学校の教科書採択でも、前回の中学校の教科書採択でも、無記名の投票により、採択教科書の決定がなされております。その点からしても、請願の場において、教科書の内容について見解を示すことは、公平、公正に行われるべき教科書採択の趣旨に照らし合わせても適切なことではないと考えるところでございます。

なお、先ほど陳述の中にもございましたように、学習指導要領に記載されている用語との違いにつきましては、文部科学省から「検定の際、それぞれの用語について審議しているので問題はなく、またどの用語が一番よいという優位性もない」との回答をいただいているところでございます。

以上のことから、町田市教育委員会といたしましては、請願第21号については不採択とすることが適当であると考えます。

以上です。

○委員長 願意の実現性、妥当性についての教育長の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの説明に関して何かございましたらどうぞ。

○岡田委員 教育長のご説明に同意いたします。

○高橋委員 私も教育長の説明に同意いたします。また、請願者が学習指導要領に記載されている用語との違いについておっしゃいましたが、先ほど教育長から説明がありましたように、文部科学省が検定の際、それぞれの用語について審議しているので、問題はなく、またどの用語が一番よいという優位性もないというところに立って、用語については見ていきたいと思っております。

以上です。

○委員長 ほかにございますか。――以上で質疑を終了します。

お諮りします。請願第21号の願意の実現性、妥当性についての教育長の説明は不採択であります。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 ご異議なしと認め、請願第 21 号は不採択と決しました。

続きまして、請願第 22 号「歴史教科書採択基準書の改良に関する請願（再）－ 2」を審議いたします。

請願者から意見陳述の申し出がありますので、これを許可いたします。

休憩いたします。

午前 11 時 36 分休憩

午前 11 時 37 分再開

○委員長 再開いたします。どうぞ。

○請願者 先ほどは用語の問題についてお尋ねしましたが、今度は用語ではなくて内容の問題です。先ほどと同じところですが、考古学などの成果を活用するとともに、神話、伝承などの学習を通じて、当時の人々の信仰や物の見方などに気づかせるように留意することとなっています。これが学習指導要領に書かれているわけです。

ところが、日本文教出版の教科書は、神話に関して中身が全く書かれていません。物語が全くゼロなんです。そして神様の名前も全く出てきません。こういうものからどうやって当時の人々の信仰や物の見方などを気づかせることができるのでしょうか。それを質問します。それをぜひお聞きしたいのです。

私の考えでは、それはできるわけがないではないか。最低限の物語が必要でしょう。それから、日本人の常識である神様の名前は当然必要でしょう。そういうことなんです、そういうものが全くない中で、生徒にどうやってその物の見方に気づかせることに留意することができるのでしょうか。

さらにひどいのは、神話がなかったというところの後ろのほうに、朝廷や豪族の家々の言い伝えなどをもとに、古事記、日本書紀に織り込まれたこれらの神話は、当時の信仰や物の見方を示していますと、学習指導要領に書いてあることを教科書にそのまま書いてあるのです。その見解が全くないから、生徒から見れば全く唐突です。こんなことはたちの悪い冗談か、学習指導要領を愚弄したとしか言いようがないと思います。これは検定官が愚弄されたことに気がつかなかったのか、それともどうなのか、よくわかりませんが、とにかく明らかに学習指導要領の逸脱、無視と言えるのではないのでしょうかということです。ですから、ぜひとも誠意あるご回答を期待します。よろしくお願いします。

○委員長 休憩いたします。

午前 11 時 38 分休憩

午前 11 時 39 分再開

○委員長 再開いたします。

請願第 22 号の請願者の意見陳述は終わりました。

これより請願第 22 号の願意の実現性、妥当性について、教育長から説明をお願いします。

○教育長 それでは、請願第 22 号について申し述べます。請願第 22 号は、歴史教科書採択基準書の改良に関する請願（再）－2 でございます。

ただいまこの請願についての意見陳述がございましたが、この請願の実現性、妥当性について申し上げます。

先ほどの請願第 21 号と同じように、請願の趣旨と請願者が今陳述でお述べになったことの内容が異なります。まず請願の趣旨についてお答えいたしますが、この内容は、請願第 21 号の内容と同様でございますので、それについての教育委員会としての見解は同様でございます。また、請願者の今の陳述によれば、前回の請願却下理由への疑問ということで、教科書の内容についてのご質問ということでございますけれども、先ほども申し述べましたように、請願は、ご質問についてお答えする趣旨、そういう制度ではございませんし、教育委員会の見解について述べることにしても先ほど申し上げたとおりでございます。

したがって、町田市教育委員会といたしましては、請願第 22 号については不採択とすることが適当であると考えます。

以上です。

○委員長 願意の実現性、妥当性についての教育長の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの説明について何かございましたらどうぞ。

○岡田委員 教育長のお話のとおりもっともだと思っておりますけれども、1つお伝えというか、お話ししておきたいことは、この中で、当時は大阪書籍だったわけですが、現在は日本文教出版の教科書ということになってはいますが、前回の採択のときにベストであった、最もふさわしいという表現をされていますけれども、とにかくそこに与えられたものでこれがベストなんじゃないかという判断を教育委員会がして採択したわけです。今回の教科書に関しては、今回提出されているものをすべて白紙の状態から、私たちが採択の判断をするわけですので、ここでお話をされているようなことというのは、前回のことを踏まえた現行の教科書ということになりますので、私たちはまた新しい、今見本本として

示されているものを見て採択するというのを、改めてお伝えしたいと思います。

○高橋委員 私も教育長の今の説明に同意したいと思います。私も1つ付け加えておきたいのは、学校現場で教科書を教えますときに、教科書を用いて学習をする際に、教科書だけで学習するわけではなく、資料集や視聴覚教材なども上手に取り入れて、先生方は幅広い知識の中から子どもたちに教えてくださっていますので、教科書でたったこれだけというふうにおっしゃっていますが、それだけではないということがあると思いますので、そこも知っておいてほしいと思います。

以上です。

○委員長 ほかにございますか。――以上で質疑を終了します。

お諮りします。請願第22号の願意の実現性、妥当性についての教育長の説明は不採択でございます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 ご異議なしと認め、請願第22号は不採択と決しました。

請願審議が続いておりますけれども、退室者もおいでになるようですので、ここで一たん暫時休憩をいたします。

再開は5分後といたします。

午前11時43分休憩

午前11時50分再開

○委員長 再開いたします。

請願審議を続行いたします。

請願第23号「自衛隊災害派遣を記述する公民教科書の採択を」を審議いたします。

請願者から意見陳述の申し出がありますので、これを許可いたします。

休憩いたします。

午前11時51分休憩

午前11時52分再開

○委員長 再開いたします。どうぞ。

○請願者 町田市小川の■■■■と申します。この陳述をよろしく願いいたします。

請願「自衛隊災害派遣を記述する公民教科書の採択を」という題であります。

要旨でございますが、自衛隊の役割には、自国防衛、国際貢献、国内災害派遣などがあります。ですから、その中でも特に重要なことである自国防衛に関しましては、公民教科書にはそのことは基本的に述べられてほしいと思っております。

実際、日本国憲法第9条についての種々の解釈とか、また今の政府の見解、自衛権は持つが、軍隊は持たない、自衛隊は戦力でないというような政府の見解、また日本の周辺の外国事情、すなわち中国の尖閣列島の問題とか、ロシアの北方領土での活動とか、そういった外国事情ももちろん必要でありましょう。そして自衛隊の装備など、そういった我が国の安全保障環境についての基本的な事実というものが、公民教科書には説明してほしいと思っております。

しかし、それに加えて、国際貢献や国内災害派遣の実績にも触れてほしいというのが今回の請願であります。今回の東日本大震災の活動を見ましても、今までの日本の国際貢献に感謝しまして、恩返しのために、日本への救援に力を入れる国があります。例えばインドネシア、カンボジア、ラオスとか、東ティモール、非常に小さな国もありますが、義援金を出したりしている国もあります。こういった日本の今までの活動がベースになって、こういう新しい恩返しの機運があるわけですが、こういう説明がある程度今までの教科書にありませんと、生徒はこの辺の事情がよくわからないのではないかと危惧するわけです。国際貢献あるいは国内の災害派遣の写真などを載せまして、丁寧に説明している教科書を採択していただきまようように請願をいたします。これが今回の趣旨でございます。

請願の理由と申しますか、基本的にその要旨で大体内容はほとんどおわかりだと思いますけれども、一応国内と海外2つに分けて理由として述べさせていただこうと思っております。

今回の東日本大震災により東北に派遣された自衛隊の災害派遣は、1番目としては被災者の救援であります。1万4,900人以上という人たちの救助をしたようであり、行方不明者の捜索もありました。そして大変大切でもあり、また大事な、困難な遺体の収容、搬送というような活動もしているわけですが、この困難な遺体は、大変残念なことですが、8,300人の方が遺体で発見されたということでもあります。

こういうような今回の災害活動がありまして、一般の国民だけでなく、公民教科書を読んでいる中学生、そういう方も、自衛隊の活動が、こういう被害の大変な中であって、自衛隊の力が国民をいかに救うかということは大変実感できたのではないかと思います。私の体験では、テレビの画面で、私はぜひ自衛隊の医者になりたい、こういう少女がテレビ

に出ておりました、それはそういうふうに彼女は感じたのだなと思いました。

これだけではない、今までの災害派遣を申し述べれば、1995年の阪神淡路の大震災とか、2004年の新潟県の中越地震、昨年は宮崎県の口蹄疫の騒動がありまして、どこでも自衛隊は国民を支え、また国を支えているわけでありまして。ところが、公民教科書には、災害派遣について何にも記載してない教科書もあるわけでありまして。ぜひ自衛隊の災害派遣を記述し、正しい事実を教えることが大切だと思うわけでございます。

2番目は海外派遣でありますけれども、自衛隊の国際貢献というのは、世界の中でも非常に高い評価を得ているわけですが、海外派遣ということについていろいろな異論があるので、当然公民教科書には、世の中の議論を広く載せていくということは非常に大事だと思いますから、そういう意味で、自衛隊の海外派遣を懸念する議論があれば、これは当然載せるべきだと思います。その根拠を一国民として、あるいは生徒が自分の頭で考えることは、大変意味のあることだと思っております。

しかし、より公平な議論のためには、自衛隊の国際貢献、国際平和活動あるいは災害活動、そういうことが教科書の中に記述していなければ、やはり公平な議論ができないと思いますので、そういうことが必要ではないかと思っております。

例を挙げれば、国際連合平和維持活動、PKOと言っているようですけれども、1992年のカンボジア派遣、これは大変成功しまして、感謝もされているわけです。2002年の東ティモール派遣、これが2つそういう活動だと思います。それから、国際緊急援助隊ということで、1999年のトルコの西部地震がありまして、このときにトルコに必要な物資輸送などを行っておりますし、2005年は皆さんご記憶だと思いますけれども、スマトラ沖の地震、これは大変な地震だったのですが、インドネシアにも派遣をしたわけです。今例を挙げました、全部で4つぐらいは、自衛隊の中でもかなりの数の人間が派遣をされている例でございます。

こういった自衛隊の国際貢献というものを、写真などをぜひ入れていただいてよく説明し、または世界と我が国が協力して、平和を、あるいは災害を救助するという事実をぜひ教えてほしい。そのためには教科書にそういう記述がないとわかりませんので、中学生を教養ある国際人に養育するためにも、そういった記述が必要ではないかと私は思うわけがあります。それで、今回教科書を採択するときには、いろいろな条件があると思っておりますけれども、その中の1つの条件として、それをよく考えに入れていただきまして、ぜひ採択していただくようにというのが私の趣旨でございます。よろしく願いいたします。どう

もありがとうございました。

○委員長 休憩いたします。

午前 11 時 58 分休憩

午前 11 時 59 分再開

○委員長 再開いたします。

請願者の意見陳述は終わりました。

これより請願第 23 号の願意の実現性、妥当性について、教育長から説明をお願いします。

○教育長 それでは、請願第 23 号について申し述べます。請願第 23 号は、自衛隊災害派遣を記述する公民教科書の採択をでございます。

ただいまこの請願についての意見陳述がございましたが、この請願の実現性、妥当性について申し上げます。

請願第 23 号は、自衛隊の国際貢献や国内災害派遣の写真を載せるなど、丁寧に説明している教科書を採択すべきとするものでございます。

請願第 18 号でも申し述べましたとおり、自衛隊につきましては、中学校学習指導要領社会科の解説編の中で、国際情勢の変化の中、自衛隊が我が国の防衛や国際社会の平和と安全の維持のために果たしている役割、日米安全保障条約などにも触れながら、平和主義を原則とする日本国憲法のもとにおいて、我が国の安全とアジア、ひいては世界の平和をいかにして実現すべきか、またさらに、我が国が行っている世界の平和と人類の幸福に貢献しているさまざまな国際貢献について考えさせることと述べられております。

また、これまでも申し述べましたとおり、教科書採択におきましては、選定された教科書の中から、町田市立中学校教科用図書調査協議会の報告や、東京都教育委員会が作成する教科書調査研究資料及び各学校からの報告書、教科書展示会における保護者、市民の意見等を参考にしながら、自衛隊などを含めたすべての内容について、学習指導要領に示される社会科の究極のねらいである、国際社会に生きる平和で民主的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質の基礎を養うことに適した教科書を、自らの権限と責任、そして見識に基づき、公正かつ適正に総合的に採択を行っていくこととなります。

なお、本年 3 月 11 日に発生した東日本大震災の記述等については、各教科書会社が文部科学省に申請を行い、承認を受け、訂正を行った場合は訂正後のものを対象に審査をしていくこととなります。

以上申し述べましたように、請願にある特定の用語や写真に限定することなく、教科書の全領域について判断をしていくという立場から、町田市教育委員会といたしましては、請願第 23 号については不採択とすることが適当であると考えます。

以上です。

○委員長 願意の実現性、妥当性についての教育長の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの説明につきまして何かありましたらどうぞ。――以上で質疑を終了します。

お諮りします。請願第 23 号の願意の実現性、妥当性に対する教育長の説明は不採択であります。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 ご異議なしと認め、請願第 23 号は不採択と決しました。

続いて、請願第 24 号「中学校歴史・公民教科書採択にあたり教育基本法及び学習指導要領を精査の基準とすることについての請願」を審議いたします。

請願者から意見陳述の申し出がありますので、これを許可いたします。

休憩いたします。

午後 0 時 03 分休憩

午後 0 時 04 分再開

○委員長 再開いたします。どうぞ。

○請願者 本町田に在住しております [] です。陳述をさせていただきます。

今回の教科書の中でも、歴史と公民という 2 つの教科は、やはり日本人の精神形成の上で非常に大きな影響を与えるという意味で、私を含む私どものグループでいろいろと研究していこうではないかというふうに取り上げた 2 つの分野でございます。当然のことを、また当然のように言っている感がないとは言えないけれども、教育基本法を守ります、学習指導要領に基づいてやっていきますということですが、私は本当の意味での精査をお願いしたいということでここに取り上げているわけです。

平成 18 年に教育基本法がようやくのことで改正されて、いろいろと付加された教えるべきことという内容が学習指導要領にも影響されて今に来ているわけですが、法律が変わってから、ようやく 5 年半にして、これが子どもたちの手に渡るということで、非常に重要なことですが、同じように教育基本法、同じ学習指導要領に基づいていると

いっても、教科書を比較して検討してみますと、これほどまでに記述に違いが出てくるのだろうか。

執筆者の物の考え方、歴史観、思想というものの反映が文章になるのでしょうかけれども、これほどまでに大きな違いがあるとすれば、教育委員各位にお願いするとするならば、どの教科書が、最も日本国民の精神形成に、あるいは青少年の健全育成に、生きる教科書の内容になるのかという点を十分に考えて、ご検討、採択いただきたいということをお願いするわけです。

細かく言いますと、幾らでも出てくるのですけれども、特に私どもの力としては、3つの教科書を選ぶことで比較をしてみました。そういうふうな目を見たときに、やはり健全な日本人を育てる力になっているのか。それから、取り上げている表現や用語も、学習指導要領の趣旨に沿ったものになっているのか。それから、学ばせるべき事項、また人の取り上げ方についても、本当に日本の歴史というものを青少年に理解させるために必要な記述が、あるいは必要な人物が浮き上がっているのであろうかというような観点はぜひ持っていただきたい。

あまりディテールに立ち入る余地はありませんけれども、資料として取り上げました資料の3と4、少し大部になりますけれども、またお読みいただきたいと思いますが、私どもが取り上げた3つの教科書、本当は7つを比較しなくてはいけないわけですね。教育委員の皆さんにはこの7つを比較していただくことになるけれども、膨大な作業ですが、私どもがやったこういう幾つかの観点、これは大事な観点だと思うので、それをひとつ調べてみようという考え方をぜひお取り入れいただいて、ここには無理があるとか、これは説明が足りないなという1つ1つの判断を、そして総合的に、この教科書はトータル的にはいいんだなというようなご判断は、ぜひしていただきたいと思うわけです。

例えばの話で、今までも出ておりましたけれども、日本の歴史を形成する上で本当に大事な人物、抜かしていけない人物があるはずですよ。例えば古代の歴史、古代の外交史の上で欠かせない聖徳太子、これを書かない、あるいはろくろく書かないという教科書が、7社のうち4社まではあったと思うのです。そのポイントについては7社見たということですから。

それから、例えばの話、教科書によっては、日本の戦争を遂行する時代にかかわった軍人は一切省いているというふうな態度をとるところもありますけれども、仮にそれは別としても、私どもの社会文化形成史の上で、じゃ二宮尊徳はどうだろうと見たときに、二宮

尊徳を取り上げていない、全く触れていないのが、7社のうち5社までである。これが日本の歴史教科書なのかということで、個別にピックアップしてみますと、やはり非常に矛盾を感じるわけです。

一方では、日本の歴史を考える上で必ずしも取り上げる必要のない、外国の、例えば日本に対する抵抗活動をやった、あるいは少数民族の中でのリーダーであった人物、そういう面は一生懸命取り上げても、日本を築いてきた大きな歴史の流れの中で大事なものがいかに無視されているかということを取り上げても、それぞれの教科書の執筆者の中には、肝心なところをあえて避けようとしているとか、自然のうちに刷り込ませていこうとしている。自虐とよく言ったりしますけれども、日本悪し。ひどいものは反日という性格さえにじむような書き方があってみたり、近隣諸国条項何とかというのがありますけれども、中国、韓国にどちらかといえばおもねるような書き方があってみたりということで、やはり1つ1つの教科書の執筆態度は、しっかりとウォッチしないといけないことだと考えております。

公民について、その後の資料4につけておりますが、その中でやはり私も気になるのは、人間の集団の根幹になるところの家族に対する扱いが、教科書によっては極めて粗雑、まさに粗雑というよりは、ないに等しいというような教科書がある。その1点で決めるわけにはいかないにしても、いろいろなポイント、ポイントを見てみると、あえて避けてしまっているような面が感じられる教科書があるのです。そして早々と人間の人権を言い、早々と平等を言うけれども、人間としての尊厳はどこから発するか、人間としての愛というものはどこから発するかというような基本のところをさっさと通り過ぎてしまって、人権、人権というような進み方はないだろうというような感覚が、いろいろな記述の中で感じたことであります。

非常に一部分しか取り上げられませんけれども、もし私どもが誤った教科書選択をしたとすると、そのことが、教師を通じて、一方的な、本当の意味での誇りある日本人を育てる力にならないばかりか、日本人を蔑視する、自分の国を愛することができない国民を築いていく。築くわけではない、国民に仕立て上げていくというようなことがあったら一体どうなるのか。

現実に今日本で、どういような日本人になるのかというのは、いろいろな調査機関で見ることがありますけれども、比較的最近見た資料の中で、日本の青年、これは高校生が対象でしたけれども、自分を肯定できない。アメリカ、中国、韓国、日本で比較した資料

の中で、他の3カ国は、自分を肯定的に評価するのが8割前後だというのに、日本は何と25%しか自分を評価できない。自分に満足していないというような評価、とんでもない数字があるわけです。

あるいは、私は価値のある人間だと思うかという問いに対して、他の3カ国は8割前後だというのに、日本の場合には36%でしかない。36%しか自分を価値ある人間と思えない。こういったような数字などを見ましても、この青年たちに何を教えるのかということから発して、それにすばらしいものを選ぶことが絶対の使命なのだということを教育委員の皆様方をお願いして、大変な作業ですけれども、大いに奮闘していい教科書を選んでくださいとお願いしたいと思います。

以上で終わります。

○委員長 休憩いたします。

午後0時14分休憩

午後0時15分再開

○委員長 再開いたします。

請願第24号に関して、請願者の意見陳述は終わりました。

これより請願第24号の願意の実現性、妥当性について、教育長から説明をお願いします。

○教育長 それでは、請願第24号について申し述べます。請願第24号は、中学校歴史・公民教科書採択にあたり教育基本法及び学習指導要領を精査の基準とすることについての請願でございます。

ただいまこの請願についての意見陳述がございましたが、この請願の実現性、妥当性について申し上げます。

請願第24号は、1点目に、教科書採択に当たっては、教育委員がその判断に際して、教育基本法と文部科学省が示す学習指導要領、義務教育諸学校教科用図書検定基準に基づき、教育の目標に最も迫る教科書はどれかという視点で各教科書を精査すべきとするものでございます。2点目につきましては、教育基本法及び学習指導要領の観点により、3点について各教科書に適切に盛り込まれているかを、単元、主要テーマごとに精査すべきとするものでございます。

1点目についてですが、町田市教育委員会では、従前より、文部科学省が検定を行い、教科用図書検定基準に適合した教科書について、町田市立中学校教科用図書調査協議会の

報告や、東京都教育委員会が作成する教科書調査研究資料及び各学校からの報告書、教科書展示会における保護者、市民の意見等を参考にしながら、学習指導要領に示されている社会科の目標である、広い視野に立って、社会に対する関心を高め、諸資料に基づいて、多面的、多角的に考察し、我が国の国土と歴史に対する理解と愛情を深め、公民としての基礎的教養を培い、国際社会に生きる、平和で民主的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質の基礎を養うことの実現を目指し、自らの権限と責任、そして見識に基づき、公正かつ適正に教科書採択を行っているところでございます。

2点目につきましては、教育委員会がすべての教科書のすべての内容について、特定の視点に寄ることなく、自らの権限と責任、そして見識に基づき、公正かつ適正に、総合的に判断をしております。

したがって、町田市教育委員会といたしましては、請願第24号について、1点目につきましては、既に願意が実現されていると考えます。また、2点目につきましては、請願に示された3点に限定することなく、総合的に判断すべきという判断から、不採択とすることが適当であると考えます。

以上です。

○委員長 願意の実現性、妥当性に関する教育長の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの説明につきまして何かございましたらどうぞ。

○岡田委員 願意の妥当性につきましては、教育長のご説明どおり妥当性がないということで、不採択で同意いたします。

それから、この「請願の内容」の2の③のところにお書きになっておられる「執筆・編集者の歴史観に偏った編成になっていないか」という部分で、少し申し上げたいことがあるのですが、教科書が今のような形でつくられている以上は、どの教科書を見ても、幾分は執筆者、編集者の好みというものがあらわれているということと、それからもう1つ、教科書会社がどこに存在しているかということでも多少違いが出てきているかと思えます。それを踏まえた上で、私どもは教科書を教え込むということではなくて、教科書によって気づいて、そして考えてくれるような、そういった教育をしたいと切に望み、また努力をしているところですので、ご理解いただきたいと思えます。

○委員長 ほかにございますか。――以上で質疑を終了します。

お諮りします。請願第24号の願意の実現性、妥当性に関する教育長の説明は、1点目につきましては願意が実現されている、2点目については総合的に判断すべきということで、

不採択であります。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 ご異議なしと認め、請願第 24 号は不採択と決しました。

続きまして、請願第 25 号「歴史教科書採択に関する請願 (ルビに関して)」を審議いたします。

請願者から意見陳述の申し出がございますので、これを許可いたします。

休憩いたします。

午後 0 時 20 分休憩

午後 0 時 21 分再開

○委員長 再開いたします。

○請願者 鶴川の■■■■と申します。

私の請願は見たとおりで、歴史教科書のいわゆる中国、韓国関係の歴史上の表記のルビが、これは昨年 12 月の議会でも問題になったといたしますか、質問があったことなので、半年以上前からご存じだとは思いますが、よく見てみると、常識を逸脱して、異常としか言いようがないと思って、ここに特化して請願させていただきました。

これでは、とにかく子どもたちが混乱するだけではないかと思われまます。とにかく請願の要旨は、単純に、このような表記をある程度、せめて後ろの索引からすぐに 1 回で検索できるような、正常な表記の教科書を選んでいただければと、そういうのが趣旨でございます。

内容に関しましては、別紙 1 ですか、資料 1 というところに、一部だけ抜粋して書いてありますが、網かけにしているのは現地読みです。網かけにしていないのは日本語読みとなっていますけれども、これが非常に混乱しています。例えば町田で使っております日本文教出版は、基本的には現地読み、「袁世凱」の上には「ユワンシーカイ」と書いて、その下に平仮名で「えんせいがい」と書いています。「溥儀」だけは、なぜか「プイ」になっています。あとはほかのところは「プーイー」となっています。

それから東京書籍は、これがまたおかしいのです。「高句麗」から下のほうは現行とまた変えてしまっているのです。現行は、東京書籍は日本文教出版と一緒に。「百濟」、「ペクチェ」、「くだら」とか、こちらですね。いわゆる現地読みを上にして、下に日本語読み。ところが、なぜかこのたびから、展示会で見たところ、「百濟」として「ひやくさい」と書

いてあるのです。「新羅」と書いて「しんら」と書いてあるのです。「高麗」と書いてその下は空白です。「高句麗」と書いてその下は空白。どういう基準でどうやっているのか。私も最初、自分で表をつくっておかしいなど。間違っただけをつくってはいけないと思って、展示会に何度も見直しに行って、目次のコピーをとって、これはほとんど正確だと思うのですけれども。特に意味不明のそういったあれもあればですね。

細かいことを言うと、例えば東京書籍は「溥儀」を「プーイー」と書いたけれども、索引は「プイ」になっているとか。清水書院だけは、「蒋介石」は「チャンチェシー」ではなくて、「チアンチェシー」と、大きな「ア」ですね。索引は「チャン」になっているのですけれども。細かいことなので、その辺は教科書会社のちょっとしたあれだと思うので。

ついでに言えば、清水書院は「盧溝橋」を「ルーコーチャオ」、「ア」が「ヤ」になっているとか。そんなところは細かいことですが。あとは日本文教出版だけがなぜか朝鮮の「3・1独立運動」を「サムイル独立運動」と書いています。「サムイル」と読みたければ、「5・4運動」は、マージャン用語で「ウースー運動」と書けばいいけれども、ここは「ごし」ですね。何だかわけがわからないです。

これに関しましては、先般、6月10日の参議院の予算委員会だったのですが、義家弘介、元ヤンキー先生が菅首相に質問していました。こんな大きなボードに、「ユワンシーカイ」、「チャンチェシー」と2段書きしたボードを見せて、菅総理に、これは一体何ですかと聞いたのです。菅総理は、事前通告があったので、今は「袁世凱」、「蒋介石」のことだと承知していますが、それまでは知りませんでしたと言ったものだから、義家先生から、いや、初めて正直な答弁でしたねと、菅首相も褒められていましたけれども。

菅首相だって東京工業大学を出たある程度IQが高い人ですが、そういった人すら、日本国の首相ですら読めないルビが、義務教育の中学の歴史教科書に、統一基準なくして振られている。これは異常ではないかと思っているのです。

もう1つ、資料2として、大きな資料があるのですが、索引から引けるのかどうか、全部これをつくってみたのです。そうしますと、町田市で使っている日本文教出版は、「袁世凱」を引きたければ、ユのところを引かないと出てこないのです。ただ、ちゃんと「ユワンシーカイ」とルビを振ってくれているから読めるのです。

一番ひどいのは教育出版で、「袁世凱」のところを引きたくても、エはない。ユを引いても、ルビも振ってないので、175ページに行きたくても困ってしまうのです。だから、教育出版は、これじゃもう……。例えば「孫文」を引きたくても、ソのところがないから、

スのところを引いて、ルビも振ってない。町田市で使っている日本文教出版は、スのところを引けば、一応「スンウェン」と上に振り仮名を振ってあるから、まだましですね。

それから、まじな順でいうと、私のこれは独断の判定ですけれども、次に東京書籍と帝国書院は、日本語読みでいくと、矢印があるのです。あっちを見ろよと。例えば東京書籍で「孫文」を引きたいとき、東京書籍はサシスセソではなくて、サ行にサシスセソがまとまっているのです。ですから、サ行を引いたら、そのうち、下のほうに「孫文」という漢字で出てくる。これは読み仮名が振ってない。——ごめんなさい。自分でもわからなくなっちゃう。「孫文」を引いたら、矢印で「スンウェン」を見ろと書いてあるのです。同じサ行のもっと下のほうを見ていくと、167 ページだと書いてあるのです。

例えば東京書籍の「溥儀」を引くと、ハヒフヘホのフだから、間に1文字挟んでいるだけで、同じ「溥儀」が書いてある。漫画みたいな索引です。異常です。帝国書院もそうです。「溥儀」をちょっと見てみましょうか。間に何か1文字入っているだけです。ばかばかしいというか異常です。ですから、帝国書院と東京書籍は、そういう意味では一緒です。

横線で矢印のマークが欠けているのがあるのですが、横線があるのは全部矢印マークです。エクセルでつくったもので、矢印の先端が消えているのがあるのですけれども。

清水書院は、これがまたおかしいのです。「李成桂（りせいけい）」と「李舜臣（りしゅんしん）」だけ、なぜだか例外になっていまして、逆にイのところ、「李成桂（イソング）」と見たら、「李成桂（りせいけい）」を見ろよとなって、「りせいけい」で引けない。この2人だけはなぜか例外になっているのです。意味がわかりません。「袁世凱」を引いたら「ユワンシーカイ」を見ろよと、ユのところを持って行って、はい、197 ページと。この辺はさっきの東京書籍と帝国書院と一緒にですが。

今度、地名のほうに行きますと、「盧溝橋」は、「ろこうきょう」、「ルーコウチアオ」、こちらは両立てになっているのです。何でここだけ両立てになっているのか知りませんが。

「高句麗」は、「こうくり」でも引ければ、「コクリョ」でも引ける。「百濟」は「くだら」でも引けるし、「ペクチェ」でも引ける。「新羅」は「しらぎ」も「シルラ」も同じシ行です。シ、ラだから、「しらぎ」が先に出てきて、そのずっと下のほうに「シルラ」。これはルビが振ってあるから、ルビがあるだけでもまだいいのですけれども、なぜ地名だけ両立てにしているのかもよくわかりません。

これでは、子どもたちがどの言葉を覚えていいのか。先ほど教育長も、大和朝廷のとき

に言ったように、文部科学省では広く幅を認めているというようなことがありましたけれども、こういう言葉の定義というのは、そこまで認めちゃいけないと僕は思います。

言葉というのはやはり一番大事なことで、それは確かに高校、大学、社会人になってから、現地読みはこうだとか、いろいろな言い方もあるのだなとかはある。現に今、「江沢民（こうたくみん）」、「温家宝（おんかほう）」と読んでいます。あれは中国読みではないです。現に「大韓民国（だいかんみんこく）」は教科書にも載っています。これは日本語読みです。私はちょっと時間がなかったが、この後、この教科書会社に、どういう基準でこういうことをやっているのか、全部質問状を出そうかなと思っているのです。ここまでやりかけた以上ですね。本当に混乱するばかりです。

現地読みを知らなければ、まず索引から引けないのが2社あります。それから、日本語読みを引いたら、あっちを見ろよと、やたらたらい回しされるのがまた2社半です。清水書院は地名に限っては両立てがありますから。いたずらに混乱させるような、このような……。私も表をつくりながら、本当に腹立ってきました。1回つくってみて、家で見直して、何かおかしいな。これは間違いではないかと思って見ていくと、正しいのです。これは大体まず正しいですから。

例えば東京書籍なんかシェアが一番高いにもかかわらず、「盧溝橋事件」は、ルでもロでも両方出てくる。ここだけはなぜか併用になっているのです。それまでは東京書籍は現地読み優先のくせに、「盧溝橋」だけ、なぜかロでもルでも出てくる。これも例外です。やたらあちこち例外があります。中学生がこんなのを見たって、菅首相だって困るぐらいですから、この辺ももう少し整理していかないとまずいなと思います。

失礼しました。ありがとうございました。

○委員長 休憩いたします。

午後0時31分休憩

午後0時32分再開

○委員長 再開いたします。

請願第25号の請願者の意見陳述は終わりました。

これより請願第25号の願意の実現性、妥当性について、教育長から説明をお願いします。

○教育長 それでは、請願第25号について申し述べます。請願第25号は、歴史教科書採択に関する請願（ルビに関して）でございます。

ただいまこの請願についての意見陳述がございましたが、この請願の実現性、妥当性について申し上げます。

請願第 25 号は、索引から普通に 1 回で検索できる正常な表記の教科書を選定すべきとするものでございます。

教科書採択に当たりましては、町田市教育委員会は、従前より文部科学省が検定を行い、教科用図書検定基準に適合した教科書について、自らの権限と責任、そして見識に基づき、公正かつ適正に教科書採択を行っているところでございます。

なお、平成 22 年 3 月 4 日、文部科学省告示による義務教育諸学校教科用図書検定基準の各教科共通の条件として、図書の内容に、児童または生徒がその意味を理解し、難しい表現や誤解するおそれのある表現はないことと記述されております。また、表記の基準として、地名、人名の項目には、地名、人名のうち、通常、漢字で表記されるものについては、常用漢字の範囲内に限定しないでそのまま表記すること。ただし、児童または生徒に理解が困難であると認められる場合には振り仮名をつけるなど、適切な配慮をすることと示されております。

本請願には、中韓関係の歴史上の表記のルビがあまりにも常識を逸脱しており、もはや異常と言ってもよいほどであると述べられておりますが、町田市教育委員会といたしましては、先ほど来申し述べておりますように、義務教育諸学校教科用図書検定基準に基づいて文部科学省が適合していると判断した教科書であると考えております。そうした教科書について、町田市教育委員会は、公平、公正な立場から吟味を進め、総合的な判断に基づき採択を決定するものでございます。

したがって、あらかじめ特定の視点によって判断するものではないという観点から、町田市教育委員会といたしましては、請願第 25 号については不採択とすることが適切であると考えます。

以上です。

○委員長 願意の実現性、妥当性に関する教育長の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの説明に関して何かございましたらどうぞ。

○井関委員 まず今の不採択の件は同意いたしますが、索引についてと、それから外国人の名前の読み方についてということで、2 つに分けて意見を述べたいと思います。

1 つ、私は索引の有無というのは非常に重要だと思っております。各社とも人名と事項に分けたものが今回は載ってまして、ただ、項目数というのは教科書会社によって違っ

ている。それから一番大きいなと思ったのは、今話題になっているルビですね。これがあるかないか。ない会社が4社でしたか、ありましたけれども、そこなんか非常に大きいかなと思います。

次は、索引以外に、本文中の外国人の読み方について、非常に詳細な調査結果を出されましたけれども、外国人でなくても、日本人でもかなり変わってきているというようなことを経験して、私は歴史というのは随分変わるのだなと。特にテレビによって変わるのかななどと思ったことがあります。

護良親王というのが鎌倉時代にいますが、今「もりなが」と読んでしまったのですが、教科書では「護良（もりよし）親王」です。それを知らされて初めて、随分違うのだなと思ったのですが、今回の場合は、漢字の上に「もりよし」と書いて、下に「もりなが」と書いてあるから間違えない、どちらでも読めるのですけれども。そういうような呼び方はまだ現在論争中で、これも育った年代によると言ったほうがいいのかもかもしれませんが、統一できるような現状にはないのではないかと考えております。

あと、ここからは本当はオフレコで、個人的にお伝えしようと思ったのですが、ご自分でそういうお考えを持っておられるようですから、ここでお話ししますけれども、教科書会社に伝えることは非常にいいことではないかと思えます。編集者は多分気がついてないことがあるかもしれません。だから、今から言えば間に合うかもしれない。実は私、高等学校のときに、数学の教科書で、残念ながら僕ではないのですけれども、同じクラスの子が、指が6本ある絵が描いてあったのを見つけた。生徒がそれを指摘して先生に伝えて、先生は教科書会社に言って、すぐに直りました。後で、さすがおたくの学校の生徒さん、ありがとうございますというお礼が来ました。ということです。

○岡田委員 人名のことですが、とりわけ韓国に関しましては、日本との文化交流が急速に進みまして、そういうことの反映として、教科書会社としても非常に悩ましいところなのかなと考えています。

例えば今の高校生あたりに、「キム・ジョンイル」とか、「キム・イルソン」とか、こういった名前では言えはわかるのですけれども、これをいわゆる私たち以上の世代の読み方で、金正日とか金日成、そういうふうに読むと、だれのことかわからないというようなことも間々あったりするのです。

そういうところで、じゃ、どちらをとろうかというところで、マスメディアのほうでは統一していて、韓国の人名に関しては現地読み、地名に関しては日本の漢字の読みを使用

するというふうに統一されているのですけれども、教科書ではまだいろいろ乱れている。それが実態であるなというふうに認識した上で、先ほど教育長のお話にありましたように、特定の視点に限定することなく、総合的に判断したいということで、この件に関しては不採択というふうをお願いしたいと思います。

○高橋委員 これから教科書は採択されるわけですが、もし索引から検索する場合に、先生からのご指導も実際にあるかと思えます。その際に、子どもが混乱して勉強に支障がないようにしてくださると私は思っておりますが、私も教科書をこれから採択するときに、特定の視点にのみ着目するのではなくて、総合的な判断に基づいて採択していきたいと思っております。先ほどの教育長の説明に同意したいと思っております。

以上です。

○委員長 従来からの願意の実現性、妥当性のところでも、教育長はたびたび述べられていますけれども、あらかじめ特定の視点に立つものではなく、総合的に判断をするんだということでの不採択が続いているわけですが、請願第 25 号も同様のことで、特定の視点によるものではないという観点から、不採択が適当であるということです。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 ご異議なしと認め、請願第 25 号は不採択と決しました。

以上で、受理をいたしました請願 13 本につきましてはすべて議了いたしました。

休憩いたします。再開は 1 時間後、午後 1 時 40 分といたします。

午後 0 時 40 分休憩

午後 1 時 40 分再開

○委員長 再開いたします。

午前中に引き続き、議案審議事項を続行いたします。

議案第 38 号「町田市立学校学校支援地域理事の任命について」を審議いたします。教育長から説明をお願いいたします。

○教育長 議案第 38 号についてご説明申し上げます。町田市立学校学校支援地域理事の任命についてでございます。

本件につきましては、町田市立学校の管理運営に関する規則第 13 条の 4 の規定に基づく学校支援地域理事について、別紙のとおり学校長より推薦がございましたので、2011 年 5

月 1 日付及び 2011 年 6 月 1 日付で任命をするものでございます。任期は 2012 年 3 月 31 日までとなります。

その内容ですが、5 月 1 日付につきましては、別紙の一覧のとおりでございまして、小学校が 12 校、それから中学校が 5 校でございます。議案につきまして、別紙の「中学校」のところが「小学校」と誤っておりますので、「中学校」にご訂正をお願いいたしたいと思っております。

6 月 1 日付につきましては、別紙 3 枚目の小学校が 11 校、中学校が 1 校でございます。説明は以上です。

○委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの説明に関して何かございましたらどうぞ。――ないようですので、以上で質疑を終了します。

お諮りします。議案第 38 号は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 ご異議なしと認め、原案のとおり決することにいたします。

議案第 39 号「町田市立学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について」を審議いたします。教育長から説明をお願いいたします。

○教育長 議案第 39 号についてご説明申し上げます。町田市立学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則についてでございます。

本件につきましては、6 月議会で、町田市立学校設置条例の改正が可決され、このことに伴い、忠生第一小学校の学校名を忠生小学校に変更する必要があるため、改正をするものでございます。その内容は別紙に添付するとおりでございます。

以上でございます。

○委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの説明に関して何かございましたらどうぞ。――ないようですので、以上で質疑を終了します。

お諮りします。議案第 39 号は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 ご異議なしと認め、原案のとおり決することにいたします。

議案第 40 号「町田市立小・中学校選択制度等検討委員会委員の委嘱について」を審議いたします。教育長から説明をお願いいたします。

○**教育長** 議案第 40 号についてご説明申し上げます。町田市立小・中学校選択制度等検討委員会委員の委嘱についてでございます。

本件につきましては、町田市立小・中学校選択制度等検討委員会設置要綱第 3 に基づき、学校選択制度及び就学指定校変更制度等に関し調査検討するため、委員として委嘱をするものでございます。任期は町田市立小・中学校選択制度等検討委員会の報告日までとなります。

委員の一覧でございますが、別紙でございますとおりでございます。7 月 15 日付となります。

説明は以上です。

○**委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの説明に関して何かございましたらどうぞ。

○**岡田委員** もしこの選択制度が変更になる場合は、来年度からその変更が実施されるのか、そのあたりの予定はどうなっているのでしょうか。

○**学務課長** これが検討されたものが反映されるのがというような意味でよろしいでしょうか。これにつきましては、再来年度の選択制度からの反映ということになります。一部前倒しで検討できるものがあれば検討したいというふうには思っております。

以上です。

○**委員長** ほかにございますか。——ないようですので、以上で質疑を終了します。

お諮りします。議案第 40 号は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**委員長** ご異議なしと認め、原案のとおり決することにいたします。

議案第 41 号「学校薬剤師委嘱（解嘱）の臨時専決処理に関し承認を求めることについて」を審議いたします。教育長から説明をお願いいたします。

○**教育長** 議案第 41 号についてご説明申し上げます。学校薬剤師委嘱（解嘱）の臨時専決処理に関し承認を求めることについてでございます。

本件につきましては、町田市学校薬剤師会の会長より、鶴間小学校及び南つくし野小学校の学校薬剤師について、5 月 31 日付の退任の依頼、並びに後任薬剤師の 6 月 1 日付の推薦がございましたので、町田市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の任用等に関する規則に基づき、学校薬剤師を委嘱（解嘱）するため、6 月 1 日に臨時専決処理をいたしましたので、本教育委員会に承認を求めるものでございます。

委嘱（解嘱）の内容につきましては、別紙に添付するとおりでございます。

説明は以上です。

○委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの説明に関して何かございましたらどうぞ。

○高橋委員 鶴間小学校の薬剤師さんは大蔵町となっていますけれども、その学校の地域の中で選ぶというわけではなくて、距離があってもいいということですか。

○保健給食課長 特に毎回出勤というか、出ていくということでもないので、依頼があったときにいろいろお仕事することになっておりますので、多少離れていても市内であれば担当することになっております。

○委員長 ほかにございますか。——ないようですので、以上で質疑を終了します。

お諮りします。議案第 41 号は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長 ご異議なしと認め、原案のとおり承認することに決しました。

議案第 43 号「第二次町田市子ども読書活動推進会議委員の委嘱について」を審議いたします。教育長から説明をお願いいたします。

○教育長 議案第 43 号についてご説明申し上げます。第二次町田市子ども読書活動推進会議委員の委嘱についてでございます。

本件につきましては、第二次町田市子ども読書活動推進計画を効率的に推進するため、第二次町田市子ども読書活動推進会議設置要綱第 3 の規定に基づき、委員として委嘱をするものでございます。任期は 2013 年 7 月 31 日までとなります。

委嘱する委員の内訳でございますが、別紙にある 9 名の方々でございます。8 月 1 日付で委嘱をするものでございます。

説明は以上です。

○委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの説明に関して何かございましたらどうぞ。——ないようですので、以上で質疑を終了します。

お諮りします。議案第 43 号は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長 ご異議なしと認め、原案のとおり決することにいたします。

続いて、月間活動報告に入ります。お手元の資料をご覧の上よろしく申し上げます。で

は、教育長から説明をお願いします。

○教育長 それでは、前回の教育委員会定例会以降の教育委員会関連の主な活動状況についてご説明を申し上げます。

まず前回の定例会は6月3日で行われました。続いて翌4日の土曜日は、小中学校の運動会が行われましたので、この日は中学校を中心に5校回ってまいりました。途中、富川委員長と同道させていただきました。

5日の日曜日、町田華道協会展が文化交流センターで開催されておりましたので、そこにお邪魔してまいりました。

8日、水曜日、市議会の本会議が開催されました。この日は提案理由説明ということでございまして、委員長とともに出席をしております。

9日は定例校長会が行われました。

10日、金曜日、自転車寄贈立会いとありますが、これは東日本大震災によって被災された児童生徒が町田市内に多数避難をされてきているわけですが、そういった児童生徒に対し、自転車を寄贈したいという三和住建の志水様のお申し出がございましたので、その市長への申し出に私も立ち会ってきたものでございます。

11日、土曜日、町田市障がい者青年学級、公民館学級の開級式が行われましたので、これに富川委員長、岡田委員とともに出席をしてまいりました。

13日、月曜日、市議会の本会議、一般質問が行われました。一般質問については、16日の木曜日までの4日間、17日には質疑が行われました。今回は31名の一般質問通告中、半数を超える方から教育委員会関連の事務について質問をいただいたところでございます。委員長とともに出席をしております。

18日の土曜日、本町田小学校の10周年記念の式典が行われました。富川委員長初め各委員の皆様とともに出席をしてきたところでございます。

22日の水曜日、就学相談委員の委嘱式並びに全体会がこの森野分庁舎で開催されました。この委嘱式に出席をしております。委嘱状をお渡ししたところでございます。

同じ日に市民文学館で開催されております「まほろ駅前多田便利軒」展に行きました。大変多数の観覧者があったということで、1万人を超える、これまでの企画展示の中では2番目に多い来客者があったということだと思います。後ほど報告があると思います。

24日、小学校の校長、副校長、教育委員会事務局による三者交流会が行われましたので、

これに出席をいたしました。

27日、月曜日、市教委訪問ということで、町田第五小学校に伺ってまいりました。

28日は教育委員会協議会が行われました。これは小中一貫校の名称に関する協議会でございます。

29日は市議会本会議の最終日でございます。表決が行われました。富川委員長とともに出席をしております。

翌30日ですが、6月30日付をもって退職をされる方々に対する辞令交付式に出席をいたしました。

また同日、東京都からおいでになっていた浜副市長が3年を経て東京都へ戻られるということで、退任式がございましたので、出席をしているところでございます。

翌日の7月1日は、今度は採用辞令の交付式がございましたので、これに出席するとともに、前日に退任をされました浜副市長にかわり、東京都から加藤副市長が就任されましたので、この就任式にも参加をしております。

同日に、玉川学園の小原哲郎名誉総長の学園葬が行われましたので、これに参列をいたしました。

同日、町田市文化財保護審議会の委嘱式がこの森野分庁舎で行われました。委嘱状をお渡ししたところでございます。

4日、月曜日でございますが、市教委訪問、町田第一小学校を対象にございました。

5日、自由民権資料館の関係の寄付に立ち会っております。これは来週から開館25周年記念展として「村野常右衛門とその時代」が開催されるわけですが、村野常右衛門のお孫さんでいらっしゃる方から寄付金をちょうだいいたしましたので、それについて市長がお礼に伺った、これに同席をしたものでございます。

7日でございますが、昨日、校長役員連絡会がございました。

以上です。

○委員長 両部長から何かございましたらお願いします。

○学校教育部長 それでは、2011年度の第2回の町田市議会定例会の中で、文教社会常任委員会が6月20日に開催されましたので、その案件を、学校教育の所管分をご報告申し上げます。

まず条例については2本ございまして、町田市立学校設置条例の一部を改正する条例、これは忠生第一小学校を忠生小学校に変える、名称変更でございますけれども、これは質

疑なく可決になってございます。

2点目は、町田市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例でございますけれども、これにつきましても、質疑等はごく少数で可決になってございます。

それから行政報告を行いました。これは今年の4月から、小学校1年生で35人学級編制を実施したことに伴う町田市の対応ということで報告をさせていただきました。5月1日から変更、または9月1日から変更する学校もございますけれども、それを含めて報告しましたけれども、質疑等はございませんでした。

以上でございます。

○生涯学習部長 同じく6月20日、月曜日に行われました文教社会常任委員会の生涯学習部所管分の案件に関する審査結果をご報告申し上げます。

生涯学習部の付託案件は請願1件、条例4件でございます。

まず請願第10号ですが、中央公民館の有料化に関する請願につきましては、今年3月の定例市議会で可決されております町田中央公民館の施設貸し出し有料化の撤回を求めるというものでございます。これにつきましては、団体活動の支援をどう考えているのかといった若干の質疑がございましたが、賛成少数で不採択となりました。

また、第53号議案、町田市生涯学習センター条例、第54号議案、町田市生涯学習審議会条例、第55号議案、町田市公民館条例の一部を改正する条例につきましては、生涯学習センターの法的根拠や、運営審議会委員の選出方法、関係団体への周知状況などについて質問がございましたが、いずれも賛成多数でご可決をいただきました。

第56号議案、町田市立図書館設置条例の一部を改正する条例につきましても、全員賛成で可決され、付託案件それぞれについて、6月29日の本会議でも、常任委員会の報告どおり可決されたところでございます。

なお、旧忠生第五小学校の跡地教室の貸し出し休止について行政報告をいたしましたので、あわせてご報告をいたします。

以上であります。

○委員長 教育長並びに両部長の報告にご質問はございますか。――よろしいですか。

では、各委員からよろしくお願ひします。

○井関委員 3件ありますが、先月は請願がたくさんありましたので、省略した報告がありました。今回どうしても報告しておきたい、お願ひしたいことが1つあります。

指導主事訪問で小中学校へ行った折に気になったのですが、熱中症対策です。暑くなりましたので、どの学校でも熱中症対策というのはしているはずですが、暑いと感じた体育館の中で温度計が目に入らなかったのです。そういうことは2008年に設置した職員室へ通じている温度計というのはどこかにあると思うのですけれども、子どもたちには非常に見にくいのかなと感じました。無線でなければ大きなデジタルでも安いのではないかと思います。

また、AEDの設置時に、全教員に使用方法の訓練があったと思いますけれども、現在どこに設置されて、どのように使えばいいのか、熟知されていると思いますけれども、さらにメンテナンスされているのかどうか、いま一度、確認をお願いいたします。

2番目は、前回の委員会で、市民大学の公開講座で1件報告しましたが、もう1件残っていたのは、5月28日開催の「まちだの福祉」講座、タイトルは「映画『ホームカミング』から見る町田人情ほっこり講座～地域で支える町田ライフ～」というのですが、講師はこの映画の監督の飯島敏宏氏で、成瀬台に40年前からお住まいの方です。人情喜劇と言っていいと思うのですけれども、監督のオリジナル脚本で、ペンネーム千東北男となっています。

この映画は、一般公開日の前日に東日本大震災に遭って、その後、多くの映画館で上映がとまってしまっていて、連休になると、もう違う映画が予定されているということで、興行上は恵まれていない映画ですが、なぜ「まちだの福祉」でということに関しては、この映画が成瀬台の住人の協力で可能になって、成瀬台祭りを筆頭に、まちおこしに大きな効果があったということだそうです。

今回報告する理由も同じです。監督はこの映画を企画してから上映までの5年間、そのものが成瀬台祭りだと言っておられました。きっかけは住民との触れ合いですが、きっかけは胃がん手術の後、町をふらふら歩いているときに、地域の人に、ラジオ体操をやっているのだから参加しませんかと声をかけられたのが、地域の人との交わりの第一歩。住民がだんだん高齢化していくのを見ていて企画したそうです。

私は市民大学とか市民文学館で、どちらも人脈が大切と繰り返して何回も言ってきたのですけれども、飯島監督がこの映画を完成させるのにも、ウルトラマンの映画から、これまでの人脈が大きな貢献をして、通常では考えられない俳優の賛助出演があったと言っていました。どこでもいいから、ワンカットでもいいから出させてくれと言って、ただ走るだけの撮影に加わった有名俳優もいたということです。

監督の講演をお聞きし、ぜひ見たいと思いましたが、人気があれば近くへ戻ってくるの
かもしれません。前回と今回で報告した以外にも、市民大学担当者の熱心な説得で講演を
引き受けてもらえたものが幾つかありますが、ご尽力に感謝いたします。

3つ目は、これも一部前回の定例会の積み残しですけれども、5月28日と6月4日で運
動会、それも各学校のホームページについてだけ報告いたします。5月28日はもう梅雨に
入って雨でした。各学校は、保護者へは連絡網あるいは携帯メールで実施の有無が連絡さ
れたと思うのですけれども、私は届けもしていませんし、朝学校で大変忙しいときに電話
するのは気が引けて、まずはホームページを見ました。

ホームページの活用というのは以前報告したことがあるのですが、本町田中学校の運動
会のときに、ホームページを開きますと、本日は校庭がぬかっているので少し遅れて実施
するというお知らせがすぐ載っていました。それは報告しました。

5月28日は雨で全校延期でしたので、ついでに自宅のパソコンで、その日に予定された
24校のホームページを1つずつ見たのですけれども、10校は、本日は中止で〇〇日に延期
しましたとお知らせが載っています。そのうち1校は、明日も悪天候なので中止しますと
いうのがありまして、30日は運動会と授業の両方の準備をして登校するようという案内が
載っていました。思い切ったことをするなと思いましたがけれども、実際に翌日は雨でした
ので、問題はないと思いました。もう1校は、中止の案内とともに、校庭に水がたまって
いる写真を載せていました。

6月4日は、見学に行った中学校の1校のホームページしか見なかったのですけれども、
本日の体育祭は開催と載ってしまして、さらに携帯ウェブサイトを見ると、現在プログラ
ムのどこをやっているか、次の大体の開始時間がわかるように書いてありました。これは
保護者のためでしょうか。この中学校区の小学校の運動会が、前の週のが延期されて、ち
ょうど同じ日に当たっていたのです。ですから、両学校に子どもさんが在籍しているよう
な家庭にとっては大いに役立ったのではないかと思います。さらに、ちょっとわかりにく
かったのですが、静止画で何をやっているか写真が載っていました。運動会そのものでは
ありませんけれども、教育センターのご尽力で各学校のホームページが整備されてきたと
いう一端を紹介いたしました。

以上です。

○委員長 井関委員から3点ございましたが、1点目の熱中症対策にかかわって、温度計
が見当たらない、あるいは見にくいといったようなことがあるので、これはどのようにな

っているのかということと、できるだけ改善をしてほしいということ。それから、AEDの訓練等を行っているだろうけれども、場所の明示の仕方にさまざまな形があるので、見やすく、だれにでもわかりやすい場所に掲示してほしいということですが、担当は、これはどこでしょうか。

○指導課長 初めに熱中症のことについてですが、今年度、小学校ですけれども、既に教室での授業中に、熱中症によるものと思われる症状が出て搬送されたという例がありました。それらを受けて、6月30日、それから7月5月付で、熱中症事故等の防止についての通知は出しているところです。内容としては、温度計、湿度計をきちんと見ること、それから、WBGTで31度以上では運動制限、中止を行うこと、それから、日常的に部活動も含めて、児童生徒の健康観察を行うということで通知のほうは出しておりますが、温度計のありかは、子どももわかるように、また校長会等で、しっかりわかるような場所に設置するということは確認をしていきたいと思っております。

○保健給食課長 AEDの設置場所ですが、学校に1台ということなので、おおむねどの学校でも職員室に設置してあります。職員室か、もしくは保健室というところで、それは各学校の一番管理しやすいところ、使いやすいところになっております。整備のほうですが、リースになっておりまして、バッテリー、パッドなどについては定期的に点検をしております、パッド等の交換、バッテリーがだめになれば、それも交換ということで定期的にやっております。

以上です。

○岡田委員 今健康に関することが出たので、一緒に質問をしたいことがあるのです。放射能の測定を町田市内で何カ所かやっていると思うのですけれども、その結果と、それに絡んで、学校での活動にどのような影響が出ているのか。また、保護者など、市民の方からの放射能に関する意見、要望などはどのようなものが寄せられているのかという点について、ここでお聞かせいただけたらと思います。

○委員長 今の質問は放射線にかかわることです。測定の結果、それから、保護者その他からどのような声が寄せられているかといった2点。

○学校教育部次長兼教育総務課長 7月5日から7校につきまして環境保全課が測定をしております。

○委員長 7校を教えてください。

○学校教育部長 7校は、まず東京都が実施した4校で、鶴川第一小学校、三輪小学校、

町田第六小学校、図師小学校でございます。7月5日、今週の火曜日から3校追加になりまして、南第一小学校、小山小学校、相原小学校の7校でございます。測定は地上から5センチと1メートルの両方でございます。機器につきましては、東京都から貸与された機器を使用しております。

○**学校教育部次長兼教育総務課長** 数値的には0.02から0.06の間で測定されております。測定を始める前までは、測定をしてほしいというようなことで、教育委員会のほうにも電話、メール等多かったのですけれども、最近はほとんどそのような電話もなくなってきたような状況でございます。

以上です。

○**岡田委員** 子どもの活動に影響はないということですか。

○**指導課長** 現在のところ、すべて安全基準値内ということで、特に活動制限等は聞いておりませんし、支障が出ているという声も、学校のほうからは届いておりません。

○**委員長** では、水泳指導もすべての小中学校で予定どおりやっているわけですね。

○**指導課長** はい。

○**岡田委員** 6月5日、おやじ日本の全国大会というのがさくらホールでありました。今年のテーマは、「学校は社会の変化に対応できているか。そして親は…」というタイトルでした。

まず最初に『13歳のハローワーク』を書かれた村上龍さんが、ビデオの中でお話をされているところで非常に印象的だったのは、今の子どもたち、若い人は、自分で考えることができないようになってきているのではないかという心配がある。具体的な例を挙げて、例えば電車に乗っていて、暑いなというときに、冷房が入っていないことに対して怒りをあらわす。本当はそこで窓をあければいいことなのに、そういうことができない。そこから話が出て、要するに社会的能力が育っていないのではないか。1つは、社会的な体制、ストレスに弱くなっている。それから、ソーシャルスキルとして、人と触れ合うことに喜びもないし、また人にこうしてほしいということを伝えることもできにくいという子どもたちになっているのではないか。

全体の会になりまして、パネリストの方とかがお話しされたのですけれども、その中で社会がというよりも、コミュニティ、個人が社会に貢献するという意識が少なくなっているのではないか。それまでは——それまではというのは、ここでは多分30年くらい前までの話をされていると思うのですが、かつては社会性というのは社会が育てていたのに、今

は全くそれが学校に依存されている。そこで問題が起きているのではないかというような話をしていました。

小中学校の教育とは、今回のおやじ日本の話のテーマというのは、余り直接に関係がなくて、むしろ就職活動、あるいは失業率が高いとか、そういったほうが中心のテーマでしたけれども、社会性が低くなっているというところにおいては、やはり小中学校の教育でも意識してやっていきたいことですし、言語活動ということが重視されている今、さっき申し上げたように、人に対して自分がこうしてほしいということを伝えること、それからまた、人がこうしてほしいと思っていることを感じることを、そういったことは大事だと思いますので、心がけて教育に当たっていきたくて思いました。

もう1点、6月24日に、金森図書館に小川小学校の3年生が、まち探検の一環として訪問に来たのですけれども、図書館の司書の方が、図書館の利用の仕方、図書館の役割、図書館の規模とか、図書館司書の仕事内容、大変わかりやすく子どもたちに説明をしてくださり、また、おはなし会のミニ版もやっていただいていたので、子どもたちが本当に目を輝かせて、すぐその場で本を開いたり、検索の機械のところへ行って本を探してみたり。そこで本当にしみじみ感じたのが、子どもたちが本好きになって本を読むというのは、タイミングが大事で、もう1つは、無理をさせないで、自分たちが飽きたらもうそこでいいんだよというような、子どもたちの自発性にゆだねておくと、子どもたちは興味を持って、どんどん本を読んでいくのかなと感じました。

以上です。

○委員長 岡田委員の今のお話は、2点とも感想ということで受けとめさせていただきたいと思います。図書館のほうはそういう感想があったということでよろしいですね。

○高橋委員 6月29日、町田第三中学校の指導主事訪問に行っていました。町田第三中学校は2008年度、2009年度とチューター制を活用した特別支援教育の推進というテーマで校内研究を進めてこられました。

この研究は、中学校において、1人1人の生徒が自分の相談相手になってほしい教師をチューターとして指名し、継続的な相談の機会を持つことにより、自分について考え、自分の考えを言葉で表現する力を高めることができると考え、また、大人と親しく話をする経験から、自分が大切にされているという自己肯定感が高まると考え、進められてきました。

多感で難しい年ごろの中学生を指導するのは、私も親として大変難しいと考えています

が、このチューター制を現在も引き続き研究実践されていることが、この学校で大きな教育的効果を生んでいると実感してきました。

大人は子どもに言って聞かせたり、教え諭すことが多く、時には強い態度と強い語気で指導してしまいがちで、子どもは一方的にしかられているというように受け身になりがちです。私は、指導というものは、全体的にするときには、校則や規律など守るべきことは徹底してできるように、厳しく、厳格に、語気も強めにするほうがよいと思っていますが、1人1人の子どもに対して指導するときは、1人1人の子どもに、まずは、どうしたんだ、なぜこういうことをしたんだと、子どもの言葉に耳を傾け、どういう経緯でそのようなことに至ったのか、またはどういう気持ちでそうしたのかなど、その子からまず話を聞く態度が大切だと思っています。

町田第三中学校の各学年を見ましたとき、1年生は全体的に落ちつきがなく、授業中の態度は決してよいとは言えませんでした。学年が上がるにつれて、どんどん授業態度がよくなり、生徒が大変落ちついていました。多くの学校では、2年生が中だるみもあり、一番荒れるといいますが、この学校では違っていました。チューター制を研究する中で、私は指導する側の先生方の意識が変わられたのだと思いました。

まずは子どもの話に耳を傾け、子どもの心に寄り添い、結果として子どもたちは、1人の大人として先生方を信頼することができ、信頼できる大人の言うことは聞くということ、年を追うごとに生徒たちは落ちついていくのではないかと思います。各学年の子どもたちの変化を目の当たりにして、中学生の指導のあり方を私も親として学べた気がしました。これからもこの研究は続いていくようですので、関心を持って見ていきたいと思っています。

7月4日、学校図書館担当者研修会に参加してきました。内容としましては、1つは中央図書館の職員による学校支援貸し出しについて。次に、堺図書館の職員であり、堺中学校の図書指導員の川合さんのブックトークの方法と実際が実演され、最後に学校でのグループ分け、また、先生方は別のグループでグループ分けされ、グループ別協議会がありました。

図書指導員の方は60名ほど、先生方も15名ほど参加され、昨年に比べますと、指導員の数は2倍ほどの人数で、先生方は、去年は本当に何名かだったと思いますが、15名という多くの人数だったと思います。私は去年も参加しましたがけれども、去年は学校支援貸し出しについてと事務連絡だけでしたが、今年はブックトークの方法と実際ということで、

数字に関する本、絵本、児童書、漫画、専門書など、幅広い分野からブックトークが行われ、45分の間によくまとまった内容で好評でした。また、グループ別協議会では、情報交換が行われ、お互いに大変参考になったことと思います。

図書指導員さんのお仕事は本当にたくさんあるのではないかなと私は思っています。図書室のディスプレイから蔵書の管理、また貸し出し、そして授業中での読み聞かせや調べ学習のお手伝いと多岐にわたっていますので、初めてなった方や、なって間もない方にとっては、このグループ別の協議会は意義あるものだったと思っています。

その中で、図書指導員さんから出てきたいろいろな声があったのですが、図書指導員さんは、学校支援のボランティアとは自分たちは立場が違うのではないかということをおっしゃっていました。私もそうだと思います。新書購入も任されている図書指導員さんもいらっしゃるのですが、ただ単に新書を買うだけでなく、その図書館内にどれだけの蔵書があるのか、どのような種類があるのか、蔵書構成まで考えなければいけないという大きな任務がありますし、また、調べ学習の指導や補助に入られたり、読み聞かせをしたり、授業の中でも大きな位置があると思います。

大変困っていることの中には、ボランティアとして見られた場合に、140日以内で働きなさいということで、1日2時間、高学年になると、図書の時間は5時間目にあることが多いので、そのようなくくりだと長い時間いられないし、実際日数も、図書館をあげなければいけない日数というのは140日では全く足りないのです、それを超えて来ていらっしゃるということを聞きました。その面でも、やはり図書指導員は一般のボランティアとは一線を引いて、別にしたほうがよいと私も思っています。

今年の玉川大学での授業力アップの研修会の中で、教員向けに学校図書館の活用という講座があるということで、教員の意識の改革も行われるようで、私はよかったなというふうに今思っています。また、図書指導員の方の中には、本当に経験も少なく、今まで余り本もよく知らないという方もいらっしゃるのですが、図書指導員になって頑張っていこうという方にはもっと知識を身につけるような研修なども、これからは必要ではないかということを感じました。

以上です。

○委員長 学校支援ボランティアと図書指導員とは、職務といたしまししょうか、仕事の性質上、やや異なる部分が多いので、別建てにしたほうがいいのではないかというお考えでした。それについてはどうでしょうか。

○指導課担当課長 ボランティア活動の中には、水泳指導のボランティアさんもおられますし、また部活動の指導のボランティアさんもおられます。それらを全部ボランティア活動ということで、学校のほうでその業務を担っていただいているということですが、図書に関しては、司書教諭が全学校に位置づけされております。あくまでも司書教諭の補助ということで、司書教諭の指示のもとに、ある程度の業務を担っていただいているということでございまして、日ごろボランティアという位置づけの中でお願いをしているという理解だというふうには考えております。

以上です。

○高橋委員 図書指導員さんのお話の中で、司書教諭や図書担当教諭との連携がなかなかうまくいかない。どのような新書を選ぼうとか、蔵書をしようとか、先生と話し合う時間がないということも、悩みの中で言われていました。

○指導課長 今ご指摘のあった中で、図書指導員さんのほうはボランティアという扱いでもやっているのですが、司書という形で各学校1名配置はしておりますが、学級担任が併任していることが多いので、なかなか話し合いの機会がとれないというのも事実あると思います。今後また研修会の折等で、指導員さんのほうと綿密に連携をとって、特に学校教育は読書場であり、コミュニティ場であり、調べ学習の場でもありますので、学校図書館が活性化できるようにまた図っていきたいと思います。

○委員長 それでは、以上で月間活動報告を終わります。

続いて、日程第3、協議事項に入ります。

(仮称)町田市立大戸・武蔵岡合同校舎型小中一貫校の呼称についてを協議いたします。

○学務課長 それでは、(仮称)町田市立大戸・武蔵岡合同校舎型小中一貫校の呼称についてということで、ご協議をいただきたいと思います。

2012年4月1日に、(仮称)町田市立大戸・武蔵岡合同校舎型小中一貫校を開校するために、呼称を決定するための協議をお願いするものでございます。

協議に際しましては、2011年6月23日付(仮称)町田市立大戸・武蔵岡合同校舎型小中一貫校の呼称検討委員会、越部清美委員長より、町田市教育委員会あてに、呼称の設定についてのご報告をいただいているところでございます。検討委員会につきましては、2011年5月19日、それから5月30日と6月23日ということで、3回大戸小学校で実施をいたしております。その中で、呼称につきまして4つの候補をいただいております。

ご覧のと通りの4つでございます。1つ目が「町田市立小中一貫ゆくのき学園」、2つ目

「町田市立小中一貫ゆくの木学園」、これは「木」の字が漢字になっております。3つ目、「町田市立小中一貫美しの森学園」、4つ目が「町田市立小中一貫夢の森学園」ということでございます。ちなみに、「ゆくの木」に関しましては、非常に珍しい木でありまして、大戸の緑地に1本自生している木であるということと、マメ科の木ということですが、雪が咲くように白い花が咲くということで、非常にまれに見る木であるというようなことから、大戸緑地の中でも特別に扱いを受けているようなお話を聞いているところでございます。あと、「美しの森」と「夢の森」ということでは、学校の置かれたところが山に囲まれているということがありまして、この名前が出てきていると聞いております。この中から1つの呼称に決定をいただきますよう、よろしくご協議をお願いしたいと思います。

以上です。

○**委員長**（仮称）町田市立大戸・武蔵岡合同校舎型小中一貫校の呼称の設定について、今、学務課長から説明があったとおりでございます。既に5月19日から5月30日、6月23日の3回にわたって検討委員会が開催されて、検討した結果、今説明があったように、「町田市立小中一貫ゆくのき学園」、「町田市立小中一貫ゆくの木学園」、「町田市立小中一貫美しの森学園」、「町田市立小中一貫夢の森学園」と、4つの候補が決まりました。これから協議をしていただいて、この中から1つ選んでいただきたいと思いますので、よろしくをお願いしたいと思います。

まず何かございましたらどうぞ。

○**岡田委員** 呼称という表現について、もう少し定義づけをしていただきたい。例えば学校名であれば教育委員会で諮って、そして決まる。呼称というのはどういった形で決めなければいけないのか。教育委員会がこういった場所で決定することなのかということをお伺いしたいのと、もう1つ、ここの呼称検討委員会の方々のメンバーが、大体地元の方、学校の方だと思うのですが、どういった方がメンバーになられているのかということをお説明してください。

○**委員長** おわかりだと思いますが、呼称と校名の違いが当然あります。この場合、呼称だけでも、それを教育委員会の協議の場で決めていくということの根拠といえますか、それについてもう少し詳しく説明していただきたい。それから、検討委員会のメンバーについて説明をしていただきたい。2点ありました。

○**学務課長** 1点目ですが、ここで協議をしていただくということです。名称とか呼称とか、今、呼称という言い方をしておりますが、基本的に学校名であれば、設置条例上の名

前ということになりますので、これについては校名という形になろうかと思います。今、呼称と呼んでいるのは、今回、設置条例はそのままにして、管理運営規則の中で、愛称的な名前を通称という形で決めていくという扱いにしております。

教育委員会の場で協議をいただくことに関しましては、今までの名称、いわゆる校名を決めていく形の中で、このやり方をしてきたということがありまして、それを踏襲する形で決めていただくということをしてしております。ちなみに、八王子などでも愛称という言い方をしたり、通称という言い方をしたり、そういうことが多いようであります。今回私もでは呼称という言い方をとりました。

2点目です。小中一貫校の検討委員会でございますが、委員長の越部先生につきましては、法政大学の社会学部准教授ということですが、こちらの先生は大戸小学校と武蔵岡中学校のスクールボード協議会の理事をされているということでございます。それから委員の方ですが、地域住民の代表の方が6人いらっしゃいます。相原保善会の理事長の方、青少年の健全育成の相原地区委員会の会長の方、大戸町会の会長、武蔵岡自治会の会長、それから、人・街・夢ネットワークというものを、いわゆる大戸小学校を中心に地域の皆さんでつくっています。保護者の方とか地域の方とか、入っているものですが、そちらの事務局長の方、大戸小学校のボランティアコーディネーターの方、これが地域住民の代表です。それから、大戸小学校の保護者と教職員の会会長ということで1人入っていただいています。武蔵岡中学校のPTAの副会長に1名入っていただきました。それと大戸小学校の校長先生、それから武蔵岡中学校の校長先生でございます。これが構成メンバーでございます。

以上です。

○学校教育部長 今、岡田委員さんからいただきました呼称の話ですけれども、実は5月の教育委員会定例会のときに、呼称を検討する委員会の要綱をご議論いただきました。その中でこういう委員会を設けて、そこから教育委員会のほうにご意見をいただくということで決めてございまして、呼称と名称は、今、学務課長が説明したとおりでございますが、手続的にはこういう形で、要綱に沿った形でお願いしているという状況でございます。

○高橋委員 地域の中ではぐくんでいく学校でありますので、地域の中ではどの名称がよかったとか、そういうお話はありますか。

○委員長 検討会の話し合いの経過の中で、4つ候補は出ているけれども、特に強く推されている呼称があるのか、候補があるのか。

○学務課長 実際にこの4つを選ぶ中で、絞り込みの過程で点数をつけてきたということがございます。その採点表の中では、その順番にここに並んでいるということがございます。お話し合いの中で、これが一番いいのではないかという意見が多かったのが、一番上の「ゆくのき学園」という、平仮名のほうがいいだろうというようなお話がございました。そういった状況でございます。

○委員長 発音が同じだけれども、平仮名と漢字では、どのような順位性があったのでしょうか。

○学務課長 子どもが小学校1年生から中学校3年生までということがございます。いわゆる校名を決めるとき、通常の学校名を決めるときもそうですが、なるべく親しみが持っていて、だれでも読めるもの、あるいは小さな小学校1年生でもすぐに読めるものということが1つと、それから、「木」という字の中には、「樹木」の「樹」と書くものもあるだろうということがありまして、その辺で少し意見が分かれたということもあるかと思えます。以上です。

○委員長 では、質疑は大体そんなところなので、これより具体的に呼称についての協議に入りたいと思います。

今、説明がありましたように、4つの候補がありますので、それについてご意見がありましたら、どうぞおっしゃっていただきたいと思えます。

○教育長 今、高橋委員の質問の中にありましたけれども、学務課長が説明のとおり、地元の希望の一番強いものが、一番上の平仮名の4文字の「ゆくのき」ということのようなので、やはりその候補を決めるのが一番自然なのかなというふうには思えます。

○委員長 ほかの皆さんも、ただいまの教育長のお考えに同意のご意見のようですので、(仮称)町田市立大戸・武蔵岡合同校舎型小中一貫校の呼称については、「町田市立小中一貫ゆくのき学園」というふうに教育委員会としては決定したいと思えます。

以上で協議を終了いたします。

日程第4、報告事項に入ります。

10点ございますけれども、追加はございますか。――ないようですので、以下、教育総務課から順繰りにお願いしたいと思います。

○学校教育部次長兼教育総務課長 報告事項1「2010年度町田市立学校施設における防犯カメラの管理状況について」、ご報告いたします。

本件は、町田市立学校施設における防犯カメラの管理に関する要綱の規定により、防犯

カメラの録画装置を操作した件数について報告するものでございます。

1 番目、画像を再生したものにつきましては、延べ 24 件ございました。昨年度は 37 件でございました。内容といたしましては、安全確認のため 4 校で延べ 8 件、侵入者の確認等のため 8 校で延べ 11 件、いたずら等生活指導上の確認のため 3 校で延べ 5 件再生しております。

外部提供につきましては、昨年同様、該当はございませんでした。

以上でございます。

○**教育長** その件でちょっといいですか。要綱の中でこれを報告することになっているようですけども、その要綱の中では、件数についてのみ報告することになっているのですか。今 4 校 8 件とか、8 校 11 件、3 校 5 件というふうにありましたけれども、規定の中では件数のみということですか。

○**学校教育部次長兼教育総務課長** 管理状況についてというようなことで……。

○**教育長** 何が言いたいかといえ、要するに、やはり校数もあったほうが、実態がわかりやすいという意味です。

○**学校教育部次長兼教育総務課長** 安全確認のために再生した学校でございますけれども、小学校が 3 校、中学校が 1 校ございました。また不審者、侵入者の確認のため、再生した学校につきましては、小学校が 5 校、中学校が 3 校でございました。また、生活指導上の確認のため再生したのが、小学校では 1 校、中学校では 2 校でございました。そのような状況で再生しております。

○**委員長** 次、2 番目、教育総務課。

○**学校教育部次長兼教育総務課長** 報告事項 2 「町田市教育委員会非常勤嘱託員設置要綱等の一部改正について」、ご報告いたします。

このたび町田市教育委員会非常勤嘱託員設置要綱、町田市教育委員会給食調理特任嘱託員設置要綱、町田市立小・中学校障がい児介助員設置要綱、町田市立小・中学校学校サポーターの設置に関する要綱、町田市教育センター教育相談嘱託員設置要綱、町田市小学校適応指導教室学習・生活指導補助者設置要綱、都合 6 件の要綱を、同一の目的で改正いたしましたので、ご報告いたします。

改正理由といたしましては、総務省の通知に基づき、労働基準法の趣旨及び町田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の改正に伴いまして、改正したところでございます。

改正内容といたしましては、病気休暇、子どもの看護休暇、産前及び産後の休養、介護休暇に関して規定を改めたところでございます。例といたしましては、病気休暇につきましては、1日または半日の取得単位を1日、半日に加え、時間単位を加えたところでございます。また、新たに短期の介護休暇、勤務時間当たりの報酬額、時間外勤務報酬の支給に関する規定、また報酬の減額に関する規定を加えたところでございます。

施行日は2011年4月1日から適用といたしました。

以上でございます。

○委員長 教育総務課から2点ございました。

ご質問その他ありましたらどうぞ。――よろしいですか。では、教育総務課、ありがとうございました。

続いて指導課、お願いします。

○統括指導主事 報告事項3に参ります。昨年度ですけれども、「平成22年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査について」の報告をさせていただきます。

資料についてですが、A4の両面刷りでございますけれども、横使いのほう、表が書いてあるほうの資料で報告をさせていただきたいと思っております。

暴力行為、いじめ、不登校についての報告をします。まず暴力行為についてです。小学校では、発生件数、発生率は大幅に減っております。これについては、保護者との連携をとり、未然防止に努めていることが減った原因の1つと考えられます。また中学校では、発生件数、発生率ともに横ばいでございます。特定の学校において多数発生している現状もございまして、学校サポーターも含め、組織として生活指導体制を整えているところでございます。

次に、いじめについてでございます。小学校では、認知件数、認知学校率ともに減少しております。認知件数のうち83%は、早期対応によりいじめが解消しております。中学校については、認知件数、認知学校率ともに増加しております。増加要因としては、年3回行っている触れ合い月間の調査、そして昨年度いじめで痛ましい事件が連続して起こりまして、それを受けて、いじめ問題への対応の徹底ということで、通知文を13回ほど全校に配布しております。そういうことも含めて重点的に指導を行った結果、認知件数、認知率も上がったと考えております。また、いじめ防止の取り組みとしては、生徒にアンケートを実施し、三者面談等でそれを活用していった。また今後も早期発見、早期解決に向けて努めていくところでございます。

次に、不登校です。小学校では、人数、出現率ともに減少しています。学校と家庭との綿密な連携をとったり、巡回相談員の活用などで学校サポート体制の充実をさせているところがございます。中学校でも、人数、出現率ともに減少しております。スクールカウンセラーや巡回相談員等を活用して、諸機関との連携を進めているところがございます。

以上です。

○委員長 指導課は以上の1本です。暴力行為、いじめ、不登校、それぞれについての推移、調査についての説明がございました。何かございますか。——よろしいですか。では、指導課、ありがとうございました。

生涯学習課が4つございます。

○生涯学習部次長兼生涯学習課長 それでは、報告事項4の「『まちだ市民大学H A T S 2010年度事業報告書』の発行について」、ご報告申し上げます。

講座数につきましては、前年と同じ15講座実施しておりますが、新しい試みとしまして、陶芸講座の中で、ここの表紙にも書いてございますが、不用食器、食器といいましても陶器ですが、それを粉碎したりリサイクル粘土を自分たちでつくって、その粘土を作陶したという実証実験でございますが、それを実施しております。今も粘土につきましては、リサイクル粘土ということで岐阜県から購入しておりますが、今回は町田の粘土にまぜて作陶しまして、どうなのかということを受講者の方に体験してもらおうという内容で行っております。でき上がりは全く変わらないということで、がらつきの陶器も大丈夫という話でございます。

それと以前、教育委員会の中でも報告させてもらいましたが、市民大学後期の、「まちだ市民国際学」の「東アジア共同体を知る」という中で、桜美林大学に協力を求めたということは以前ご報告をさせていただいております。

それと人数のほうですが、冊子では49ページですが、一昨年度と比べますと、350名応募が減っております。ただ、定数に関しましては、その定数を上回っている講座がほとんどということで、充足はしておりますが、環境と福祉に関しては、体験、作業といったものが入るということで若干の定員割れを起こしております。

あと、生涯学習コーディネーター養成講座は、2010年度は2回目でしたが、定員30名に対しまして応募は31名ということで、定数を充足しております。この3月に実施しましたので、ちょうど計画停電の時期にかかりまして、5回講座を開催しましたが、残り後半の2回につきましては、4月ということで実施したのですが、受講生の方はすごく熱心で、

全員の方が来てくれて、講座は無事終了したという内容でございます。

報告は以上でございます。

○生涯学習課文化財担当課長 では、5番、6番、7番についてご説明いたします。

報告事項5「自由民権資料館開館25周年記念企画展『至誠の民権家 村野常右衛門とその時代』の開催について」でございます。チラシがありますので、そちらのほうをご覧ください。

自由民権資料館は、1986年11月に村野常右衛門が建てた文武道場の凌霜館の跡地に開館し、今年で25年を迎えます。これを記念して、企画展「村野常右衛門とその時代」を開催します。

本展では、代議士以前の活動に焦点を当てた民権家時代を前期、これが7月16日から9月4日まで、あと代議士当選から亡くなるまでの政治経済活動に焦点を当てた政友会時代を後期、これを9月17日から11月6日、そして昭和への足跡を紹介します。

この企画展開催中に、裏面にあるとおり、関連イベントを実施いたします。また、夏休みの企画として、小中高生からポスター・作文の募集も行う予定でおります。開催に先立ちまして、7月15日には、関係者の皆様や報道機関、教育委員、議員、町内会長などの皆様向けに、午後2時から4時まで、展示解説を含む内覧会を行う予定です。案内については、昨日、発送のほうをしております。

以上でございます。

続きまして、報告事項6「自由民権資料館に対する寄付の申し出について」でございます。資料はございません。口頭で報告をいたします。

先ほど教育長の活動報告にもございましたとおり、7月5日に、市長より、寄付をいただいた村野様に感謝状を贈呈いたしました。村野常右衛門さんの孫に当たる村野婉子さんより、自由民権資料館開館25周年を機に、資料館の運営費用として100万円の寄付をいただきました。いただいたお金につきましては、資料費及び25周年の記念事業費に充てていきます。手続としては、9月補正にて歳入歳出の予算見積書を計上していきます。

以上です。

続きまして、報告事項7「『町田市史料集1-1小嶋隆蔵「御進発御供日記」一』の刊行について」、報告いたします。

当史料については、自由民権資料館と市民グループとの協働により刊行したものです。全3巻発行予定で、今後は今年中に2巻目を、来年度に3巻目を刊行する予定です。小山

まほろば会とありますが、これは小山町の歴史研究グループで、会員数約 20 名で、地域史等を研究しているグループでございます。史料の内容は、八王子の千人同心だった小嶋隆蔵が、1865 年から 1866 年にかけて長州戦争に従軍した際の公務日誌となっております。原本は崩し字で書かれており、それを楷書に直したものです。

以上です。

○図書館市民文学館担当課長 それでは、報告事項 8 番、9 番についてご報告いたします。

最初に、報告事項 8 「THE MAKING OF まほろ駅前多田便利軒」展の結果をご報告いたします。

2011 年度の 1 回目の企画展といたしまして、2011 年 4 月 16 日より 7 月 3 日まで、延べ 66 日間開催いたしました。会期中の入場者は 1 万 1,050 人で、1 日平均 167.4 人でした。1 万人を超える入館者の実績につきましては、2009 年に実施いたしました安野光雅展に次ぐ入場者数となっております。期間中、原作者であります三浦しをんさんの対談、映画プロデューサーによるトークショー、映画鑑賞と作品の現場を回るツアーなどの実施をいたしまして、延べ 476 人の参加をいただいたところでございます。

また、今回は初めてのタイアップ企画といたしまして、映画製作委員会、出版社等の協力のもと、展覧会を実施するという新たな試みでございましたが、このことも入館者増につながったのではないかと考えております。今後につきましては、アンケート等を参考に、引き続き魅力ある展覧会を研究していきたいと考えております。

次に、報告事項 9 「『キャベたまたんていとなぞを追え！ 三田村信行展』の開催について」、ご報告いたします。

2011 年度の夏の企画展といたしまして、7 月 23 日より 9 月 25 日までの 55 日間開催いたします。三田村信行氏は町田にお住まいの児童文学作家であり、ミステリー、ファンタジー、ノンフィクション等、幅広い作品を執筆されております。児童文学作家としての創作活動に対しまして、2009 年に巖谷小波文芸賞、2010 年には『風の陰陽師』で日本児童文学者協会賞を受賞されております。

本展では、夏休み期間ということもありまして、子どもたちに人気の高い「キャベたまたんてい」シリーズを中心に取り上げまして、なぞ解きのおもしろさを体感していただければと考えております。期間中、関連事業といたしまして、かるたづくり、工作会、おはなし作りや、三田村氏本人とキャベたまたんていのこのチラシにあります絵を担当していただいております絵本作家の宮本えつよし氏の対談などを企画しております。

また、神奈川近代文学館、鎌倉文学館、町田市民文学館による3館共通パスポートの企画など、新しい試みも実施いたしまして、夏休みに親子で楽しめる企画になればと考えております。

報告は以上でございます。

○**公民館長** 報告事項10『『平和祈念展』の実施について』、ご報告いたします。資料を用意いたしましたので、ご覧いただきたいと思っております。

平和祈念展は、公民館が毎年8月15日の終戦の日を中心に開催している事業でございます。市民に平和の尊さ、命の大切さについて考えていただく機会を持っていただき、あわせて今回は東日本大震災で被災された方への思いを感じていただくために開催をいたします。

開催期間は8月6日から15日までの10日間、会場はまちだ中央公民館です。原爆の絵の展示や戦時中の町田市内の写真の映写、すいとんの試食、子どもへの語り読み、原爆体験談、紙芝居の上演等を行います。

昨年は期間中721人の方にご来場いただきましたけれども、多くの方に来ていただけるように、広報、ホームページ、館内掲示を行ってPRしていきたいと考えております。

以上でございます。

○**委員長** では、質問その他ございましたら、一括して何かございますか。――よろしいですか。では、ないようですので、以上で報告事項を終了いたします。

それでは、非公開案件に関係の方のみお残りいただきたいと思っております。

休憩いたします。

午後2時54分休憩

午後2時56分再開

○**委員長** 再開いたします。

別紙議事録参照のこと。

○**委員長** 以上をもちまして町田市教育委員会第4回定例会を閉会いたします。

午後3時00分閉会